

第3次竹原市都市計画マスタープラン  
現計画の検証と改定の方向性

目次

I 部門別計画の検証と改定の方向性	1
II 地域別構想の検証と改定の方向性	11

## I 部門別計画の検証と改定の方向性

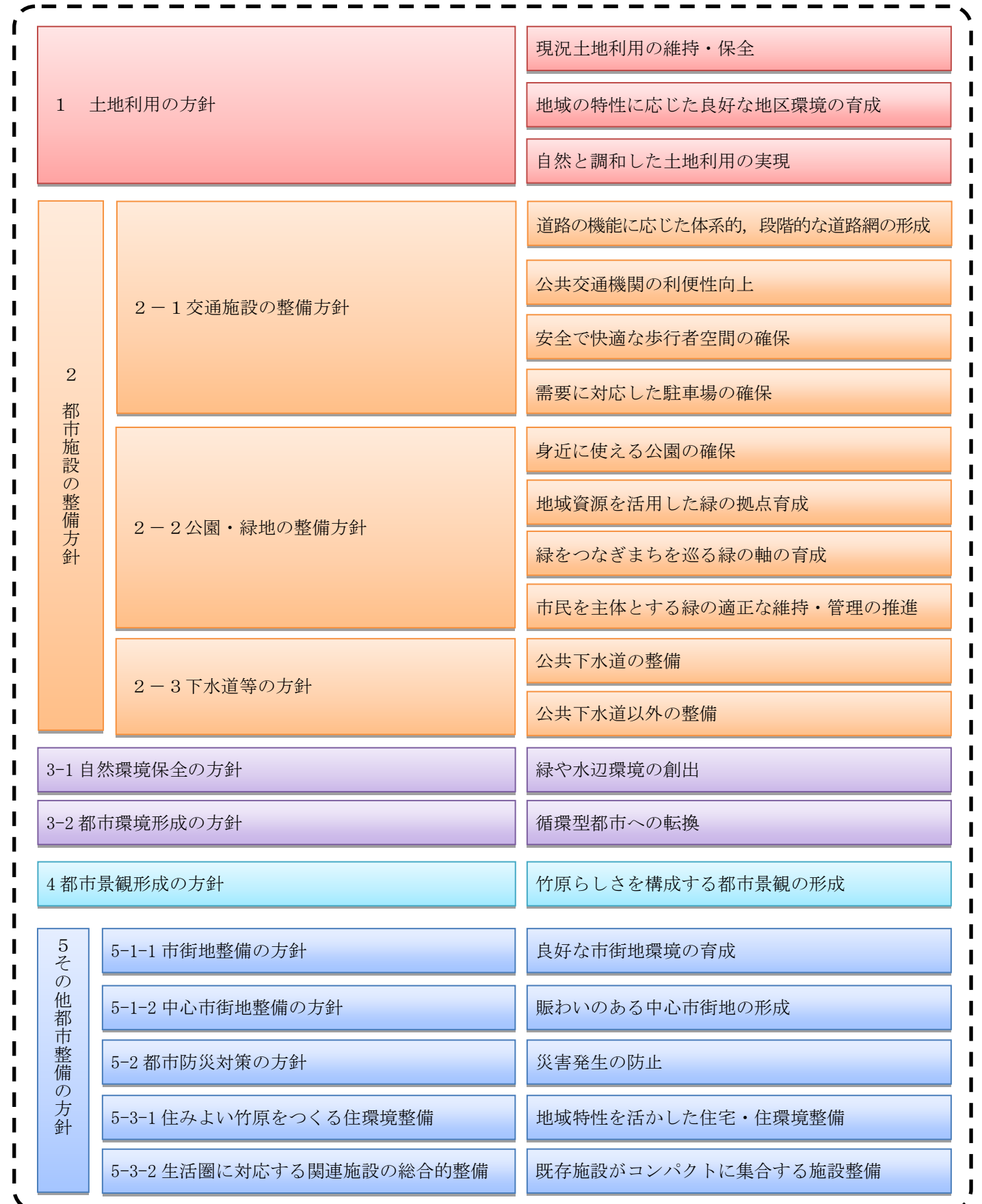
現行都市計画マスタープラン・部門別計画の検証と改定の方向性の検討について、以下の表形式で整理した。

現行都市計画マスタープラン（概略）	施策、事業等の進捗状況等と評価	まちづくりに係る国、広島県、民間等の動き	都市計画マスタープラン改定の方向性
・現行都市計画マスタープランの構成を基本として、概略の内容を記述	・現行都市計画マスタープランに位置づけられている施策、事業等の進捗状況及び関連する市の取組について記述 ・施策、事業等の進捗状況の評価を記述	・現行都市計画マスタープラン策定後に制定された法律、まちづくりに係る国、広島県、民間等の新たな動き等について記述	・現行都市計画マスタープランに位置づけられている施策、事業等の進捗状況、国、県、民間等の動き等を踏まえ、改定の方向性について記述

都市計画マスタープラン改定の方向性は、次の観点から記述した。

- 時代背景の変化、まちづくりに係る国、広島県、民間等の動き、を踏まえた改定
- 取組の遅れている施策、事業等の見直し（重点化、方向転換など）

### 現行都市計画マスタープラン・部門別計画の構成



1 土地利用の方針

現行都市計画マスタープラン（概略）	施策、事業等の進捗状況等と評価	まちづくりに係る国、広島県、民間等の動き	都市計画マスタープラン改定の方向性
<p>(1) 基本的な考え方</p> <p>7. 現況土地利用の維持保全 現在の市街地規模及び土地利用を維持保全し、都市機能の程よい集積を図る。</p> <p>イ. 地域特性に応じた良好な地区環境の形成 地域の歴史や地形、住民意向などを踏まえながら、住宅地、商業地、工業地など各地域の土地利用特性を基本に、市域内の決め細やかな土地利用の誘導を図る。</p> <p>ウ. 自然と調和した土地利用の実現 山地・丘陵地、海岸などの優良な自然環境を計画的に保全する。</p> <p>(2) 整備方針</p> <p>7. 市街地の配置方針 無秩序な市街地の拡大を防止し、コンパクトな市街地形成を促進する。</p> <p>イ. 土地利用の方針</p> <p>(ア) 住宅地</p> <p>① 専用住宅地／低・中高層住宅地、計画的に開発された住宅地等</p> <p>② 一般住宅地／中心商業地、工業地等の周辺地区など</p> <p>③ 沿道住宅地／幹線道路沿道地区</p> <p>(イ) 商業地</p> <p>① 中心商業地／J R 竹原駅北側周辺から北堀地区周辺</p> <p>② 近隣商業地／中心商業地周辺、鉄道駅周辺、新開地区</p> <p>(ウ) 工業地</p> <p>① 工業地／吉名、竹原、大乘の既存工業地、竹原工業流通団地</p> <p>② 軽工業地・流通業務施設用地 軽工業地／吉名地区柏、竹原地区～忠海地区の国道185号沿道、新庄地区国道432号沿道 流通業務施設用地／竹原流通センター</p> <p>③ 沿道サービス用地／国道185号、国道432号沿道</p> <p>④ 港湾関連施設用地／竹原港、忠海港</p> <p>(エ) その他の施設用地</p> <p>① 主要文教厚生施設／各地区の教育施設、病院等</p> <p>② 公園・レクリエーション施設／公園、優れた自然・歴史環境、眺望環境を有する地区</p> <p>③ 供給処理施設用地</p> <p>(オ) 文化・レクリエーション地／湯坂温泉、大久野島</p> <p>(カ) 集落地／営農条件と調和した良好な居住環境の整備</p> <p>(キ) 農地／食料供給のための農地の確保、多目的利用</p> <p>(ク) 自然緑地／市街地内の環境保全機能を有する自然緑地の保全 市街地周辺の自然緑地の保全</p>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H8～ 新開土地区画整理事業</p> <p>H18.4 風致地区内の建築物等の規制に関する事務が市へ移譲される。 国土利用計画に関する事務が市に移譲される。</p> <p>H20.4 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する事務が市へ移譲される。(1ha未満) 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可が市へ委譲される。 優良宅地造成の認定、証明、証明書交付の事務が委譲される。</p> <p>H22.4 屋外広告物に関する事務が市へ移譲される。</p> <p>H24.6 歴史的風致維持向上計画が3省認定(竹原市) ・町並み保存地区を中心とした71haを重点地区に設定</p> <p>H26.3 竹原市総合計画 後期基本計画策定(竹原市) ・ふるさと竹原の”強み”を活かした更なる挑戦として、人口減少に対応したコンパクトなまちづくりを推進</p> <p>(市街地)</p> <p>H26～ 公共施設ゾーン再整備計画(策定中)</p> <p>【評価】</p> <p>○計画的な市街地整備(新開土地区画整理事業)</p> <p>○中心商業地及び周辺の整備の方向づけ</p> <p>・歴史的風致維持向上計画3省認定</p> <p>・公共施設ゾーン再整備計画(策定中)</p> <p>△用途地域指定区域周辺において宅地化の動向がみられるなど、コンパクトな市街地形成への取組み</p>	<p>H3～ ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例(広島県)</p> <p>H18.2 社会資本整備審議会都市計画小委員会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」第1次答申(国交省) ・郊外型店舗等問題の大きい広域的都市機能を適正に立地誘導することができるよう、白地地域を含めてゾーニングの強化、目指すべき土地利用が確保されるよう制度改善を図るべき</p> <p>H19.7 社会資本整備審議会都市計画小委員会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」第2次答申(国交省) ・交通戦略と連携して、主要な駅付近や地域の歴史、文化の拠点となっている地区等において、居住機能を含む多様な都市機能を集積させた拠点市街地を形成することが必要</p> <p>H19.11 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(都市計画法・建築基準法の一部改正) ・都市の秩序ある整備を図るため、準都市計画区域制度の拡充、都市計画区域等の区域内における大規模集客施設の立地に係る規制の見直し、開発許可制度の見直しその他都市計画に関する制度の整備が行われた。</p> <p>H23.5 竹原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定(広島県) ・広域公共交通の結節点である JR 竹原駅周辺を中心に商業・業務機能、行政サービス機能等の都市的機能の集積を図るとともに、歴史的まちなみ等の保存と継承を図りつつ、集約都市構造の形成を目指す。</p> <p>H24.4 都市計画法改正 ・地域地区や都市施設に係る都市計画決定が基礎自治体へ権限移譲された。</p> <p>H24.9 社会資本整備審議会都市計画小委員会中間取りまとめ(国交省) ・伝統的な都市計画実現手段を踏み出した新しい手段を確保し、法制度だけに拠らない総合的な都市計画システムを作り上げていくことが重要</p> <p>H24.9 都市の低炭素化の促進に関する法律 ・住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組むことを目的として制定</p> <p>H26.8 都市再生特別措置法の改正(国土交通省) ・都市全体の構造を見渡しながらか、居住者の生活を支えるようコンパクトなまちづくりを推進(多極ネットワーク型コンパクトシティ化)するための改正</p>	<p>(1) 基本的な考え方について</p> <p>① 「現在の市街地規模及び土地利用の維持保全」の方針は、人口減少化における適正な人口密度の維持、都市機能の集約化の観点から「適切な市街地規模への誘導」の方向への変更</p> <p>② 「山地・丘陵地、海岸などの優良な自然環境の計画的な保全」は、地域の魅力化、観光・交流の促進を図る観点から、保全、活用面も含めた方向づけ</p> <p>(2) 市街地の配置方針について</p> <p>① 「無秩序な市街地の拡大の防止、コンパクトな市街地形成」の方針は維持</p> <p>② 公共交通対策と連携した地域の拠点となっている地区等における拠点市街地形成の方向づけ(都市拠点、地域拠点など都市構造と関連)</p> <p>③ 「災害リスクの低減に配慮した適切な市街地の配置」を方針に追加</p> <p>④ 市街地のコンパクト化へ誘導するための具体的、現実的な方策の方向づけ</p> <p>(3) 土地利用の方針について</p> <p>① 住宅地について、集約都市構造を見据え、用途地域のうち市街化の進んでいない区域の市街地としての位置づけを見直す方向で検討 伝建地区等、既存の歴史的建築物や町並み空間の保存・再生により賑わいと交流のある歴史的街並み形成地区として整備誘導</p> <p>② 中心商業地について、都市機能の集約化、公共施設ゾーンの再整備などの観点から重点的な取組を方向づけ 部門別計画「8 都心核形成の方針(仮)」として取組の方針を記述</p> <p>③ 近隣商業地について、地域拠点の位置づけを踏まえた方針を記述</p> <p>④ 工業地について、住宅との共存を図りながら形成。 竹原工業流通団地は、アクセスの強化、流通業務機能強化などの観点からの方針の見直し。</p> <p>⑤ 集落・農地について、農産物の供給、農業体験や交流の場の提供、空家の活用、災害時の防災空間の確保など積極的な活用の方向づけ</p> <p>⑥ 幹線沿道などの一団の未利用地については、地区計画や地区に応じた市街地整備手法を導入し、居住環境の改善や土地の有効利用を図る。</p>

2 都市施設の整備方針（1/2）

現行都市計画マスタープラン（概略）	施策、事業等の進捗状況等と評価	まちづくりに係る国、広島県、民間等の動き	都市計画マスタープラン改定の方向性												
<p><b>2-1 交通施設の整備方針</b></p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>ア. 道路の機能に応じた体系的、段階的な道路網の形成 道路の役割に応じて体系的、段階的な道路網整備を図る。</p> <p>イ. 公共交通機関の利便性向上 交通混雑の解消や超高齢化社会に対応するため、公共交通（鉄道・バス）の利用促進を図る。</p> <p>ウ. 安全で快適な歩行者空間の確保 施設整備にあたって景観向上への配慮をするなど、快適な道路空間の創出に努める。</p> <p>エ. 需要に対応した駐車場の整備 自動車利用の利便性の向上と、路上駐車による道路混雑を解消するため、駐車場、駐輪場の確保を促進する。</p> <p>(2) 整備方針</p> <p>ア. 幹線道路網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域幹線道路／国道2号、国道185号の機能強化、国道432号新庄～竹原中心地区間の4車線化、（都）忠海中央線の整備促進</li> <li>・幹線道路／（主）三原竹原線、（一）南方竹原線、（一）竹原吉名線の機能強化、（一）上三永竹原線の整備</li> <li>・補助幹線道路／都市計画道路等の整備</li> </ul> <p>イ. 公共交通の利便増進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道／駅前広場の整備、ユニバーサルデザイン</li> <li>・バス路線／コミュニティバス、福祉バスの運行、バスベ이의整備等</li> <li>・船舶輸送／竹原港、忠海港の物流機能の向上、駐車場の整備、アクセス道路の確保など</li> </ul> <p>ウ. 歩行者空間ネットワークの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要道路における公共交通、自動車、歩行者・自転車共存できる道路、歩行者空間の確保</li> <li>・主要な公共施設、公園等へのアクセス、災害時の安全な避難路確保</li> <li>・主要な公共施設、公共交通機関へのアクセス路を重点とした歩行者空間の段差解消</li> </ul> <p>エ. 駐車場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹原地区伝統的建造物群保存地区、的場公園等の利便性向上に資する駐車場の確保</li> <li>・中心市街地周辺における居住者、観光客に配慮した駐車場・駐輪場の確保</li> <li>・竹原港、忠海港のフェリーターミナル利用客のための駐車場の拡張</li> </ul>	<p><b>【進捗状況等】</b></p> <p>&lt;道路整備&gt;</p> <p>H14.4 (市)新内浜小吹線道路改良事業 H16.4 (主)三原竹原線開通、供用開始 H19.3 (市)中須竹原線道路改良事業 H19.4 (市)新砂原片山谷線 H21 (市)丸子山横島線交通安全対策事業 H23 (市)中須明神線交通安全対策事業 H25.3 (市)宮床線道路改良事業 H25.4 (市)楠通成井線一部供用開始（古庭橋） H26.4 (一)竹原吉名線道路改良事業、供用開始 H26.10 (市)八代谷曾井線道路改良事業 H27.4 国道432号道路改良（大仙バイパス）供用開始 事業中：都市計画道路忠海中央線、都市計画道路竹原駅新庄線（竹原バイパス）、国道185号安芸津バイパス</p> <p>&lt;都市計画道路（幹線道路）の整備状況&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(H13.11)</td> <td>(H27.3)</td> </tr> <tr> <td>幹線道路 計画延長</td> <td>20.53km</td> <td>→ 20.58km</td> </tr> <tr> <td>整備済み</td> <td>4.96km</td> <td>→ 6.49km</td> </tr> <tr> <td>整備率</td> <td>24.2%</td> <td>→ 31.5%</td> </tr> </table> <p>&lt;公共交通対策&gt;</p> <p>H21.3 仁賀町・小梨町路線バス廃止、代替交通として乗合タクシー、福祉タクシーの運行 H21.9 中四国フェリー廃止 時刻表など駅案内表示の整備 H22.3 竹原市地域公共交通総合連携計画（H23.3変更、計画期間H22～26年度） H25.3 J R竹原駅バリアフリー化（エレベーター整備） 竹並木の維持保全</p> <p>&lt;駐車場の整備&gt;</p> <p>H14.12 新町観光駐車場整備（48台） H22.3 榎町観光駐車場整備（20台） H22.10 道の駅たけはら整備による駐車場整備 H26.8 たけはら海の駅整備による駐車場整備</p> <p><b>【評価】</b></p> <p>○広域幹線道路、幹線道路など道路整備の進捗 ○竹原港の整備、中心市街地における駐車場整備 ○仁賀町、小梨町における公共交通対策の実施</p> <p>△駅前広場の整備 △歩行者空間ネットワークの整備</p>		(H13.11)	(H27.3)	幹線道路 計画延長	20.53km	→ 20.58km	整備済み	4.96km	→ 6.49km	整備率	24.2%	→ 31.5%	<p>H19.5 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の道路運送法・鉄道事業法・軌道法・海上運送法という縦割り型の法制度を包括し、地域公共交通の活性化及び再生を一体的かつ効率的に推進する。</li> </ul> <p>H19.7 社会資本整備審議会都市計画小委員会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」第2次答申（国交省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通戦略と連携した拠点市街地の形成（前述「1 土地利用の方針」）</li> <li>・都市計画道路の選択と集中による整備戦略を構築</li> <li>・集約拠点における日常生活機能の集積と安全・快適に歩ける空間・環境の整備を図る。</li> </ul> <p>H24.9 社会資本整備審議会都市計画小委員会中間取りまとめ（国交省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能の集約化の方向性に沿って公共交通サービスが計画・提供されることが効果的</li> </ul> <p>H25.12 交通政策基本法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通に関する施策について、基本理念及び交通に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進</li> </ul> <p>H26.2 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通政策基本法に則り、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、関係者の合意の下に、持続可能な地域公共交通ネットワークを作り上げるための枠組みを構築する。</li> </ul> <p>H26.5 国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会資本メンテナンス元年」の成果や課題を踏まえ、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画</li> <li>・将来にわたる必要なインフラ機能の発揮に向けた取組により、メンテナンスサイクルを構築・継続的に発展</li> </ul> <p>H27.2 交通政策基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通に関する施策の基本的方針（以下、本市に関連する主な事項）</li> <li>A 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交通ネットワークの再構築</li> <li>・バリアフリーをより一層身近なものに</li> <li>・旅客交通・物流のサービスレベルの向上 など</li> </ul> </li> <li>B 成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域間のヒト・モノの流動を拡大する。</li> <li>・観光施策と連携した取組を強める。 など</li> </ul> </li> <li>C 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害や老朽化への万全の備え</li> <li>・交通関連事業の基盤強化、安定的な運行と安全確保</li> <li>・低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める。など</li> </ul> </li> </ul>	<p>(1) 基本的な考え方について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 道路の機能について、地域ネットワークだけでなく、災害時の緊急輸送路など防災面も配慮した方向づけ</li> <li>② 都市機能の集約化を踏まえた地域公共交通体系の整備（鉄道、路線バス、デマンド交通等）の方向づけ</li> <li>③ 安全で快適な歩行者空間の確保は、「道路・公共交通のバリアフリー化」などに変更</li> <li>④ 需要に対応した駐車場の整備は、「まちづくりと連携した駐車場等の整備」などに変更</li> <li>⑤ 既存ストック活用の観点を新たに記述</li> </ol> <p>(2) 整備方針について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 幹線道路について、災害時の緊急輸送路など防災面に配慮した方向づけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・（一）南方竹原線、（一）竹原吉名線など</li> <li>・（主）本郷大和線など市域外の道路についても記述</li> </ul> </li> <li>② 地域公共交通の記述の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・同交通網計画の方針（計画中）を踏まえた整備方針の記述</li> <li>・地域における最適な輸送モード等の検討を通じた、持続可能な地域交通あり方を追求</li> <li>・地域別の方向づけを踏まえた記述</li> <li>・都市拠点と地域拠点の連絡</li> <li>・居住地と都市拠点、地域拠点との連絡 など</li> </ul> </li> <li>③ 歩行者空間ネットワークの整備は、「道路・公共交通のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの採用」の観点から記述を変更</li> <li>④ 駐車場等の整備については、公共施設ゾーンの再編、来訪者対応などまちづくりと連携して記述</li> <li>⑤ 港湾の整備について、観光交流の促進、島しょ部等との連絡強化の観点から、竹原港、忠海港の整備方針を記述</li> <li>⑥ ストックの維持管理を重視した記述</li> </ol>
	(H13.11)	(H27.3)													
幹線道路 計画延長	20.53km	→ 20.58km													
整備済み	4.96km	→ 6.49km													
整備率	24.2%	→ 31.5%													

2 都市施設の整備方針 (2/2)

現行都市計画マスタープラン (概略)	施策, 事業等の進捗状況等と評価	まちづくりに係る国, 広島県, 民間等の動き	都市計画マスタープラン改定の方向性																											
<p><b>2-2 公園・緑地の整備方針</b></p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の憩いの場, 歴史風土に接する場としての整備</li> <li>瀬戸内海, 賀茂川の活用, 自然資源や歴史的資源を活用した竹原らしい公園づくり</li> <li>自然と人との共生の場の実現</li> <li>水と緑のネットワークの形成</li> </ul> <p>(2) 整備方針</p> <p>ア. 身近に使える公園の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>街区公園の不足している地区への配置</li> </ul> <p>イ. 地域資源を活用した緑の拠点育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住区基幹公園/新規公園の開設, 内陸部への防災面に配慮した公園整備</li> <li>地域資源を活用した自然, 文化とのふれあいの場の確保</li> </ul> <p>ウ. 緑をつなぎまちを巡る緑の軸の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川, 海岸線, 古い街並み, 主要街路などによる緑のネットワーク軸の整備 など</li> </ul> <p>エ. 市民を主体とする緑の適正な維持・管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民や事業者などのボランティアによる維持, 管理のシステムづくり</li> </ul>	<p><b>【進捗状況等】</b></p> <p>国道沿いの竹並木の維持保全</p> <p>H13～ 公園里親制度の充実 (9 公園 2 緑地へ 14 団体を認定済み H27.7 現在)</p> <p>H16.3 竹原市緑の基本計画策定</p> <p>H22～ 公園芝生化への取組み (大王公園, 榎町公園, 秋井公園, 内堀公園)</p> <p>H24.6 賀茂川河川整備・仁賀ダム運用開始</p> <p>H24.7 榎町公園 (新開土地区画整理内) の供用開始</p> <p>H24.11 秋井公園 (新開土地区画整理内) の供用開始</p> <p><b>&lt;都市公園等の整備状況&gt;</b></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(H13.7)</td> <td>(H27.3)</td> </tr> <tr> <td>整備済み面積</td> <td>49.56ha</td> <td>→ 50.07ha</td> </tr> <tr> <td>市民1人当たり面積</td> <td>15.5㎡/人</td> <td>→ 17.5㎡/人</td> </tr> </table> <p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新開土地区画整理事業等による公園の整備</li> <li>○公園の質の向上 (芝生化)</li> <li>○市民主体の公園管理 (公園里親制度の充実)</li> </ul>		(H13.7)	(H27.3)	整備済み面積	49.56ha	→ 50.07ha	市民1人当たり面積	15.5㎡/人	→ 17.5㎡/人	<p>H20.3 京都議定書目標達成計画 (閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑の政策大綱や緑の基本計画等に基づく緑化の推進, 国民参加型の緑化運動の展開 等</li> </ul> <p>H24.9 生物多様性国家戦略 2012-2020</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性を支える樹林地の確保, 自然環境に配慮した公園緑地の配置・整備等</li> </ul> <p>H24.9 都市の低炭素化の促進に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活に必要なまちの機能が, 住まいに身近なところに集積され, 住民が自家用車に過度に頼ることなく, 公共交通によってこれらの機能にアクセスできるような「コンパクトなまちづくり」を進めていく</li> </ul> <p>H24.9 社会資本整備審議会都市計画小委員会中間取りまとめ (国交省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集約型都市構造化を実現するための緑地の保全・創出の観点や, 都市の低炭素化の促進の観点から, 緑地の保全及び緑化の目標やその実現のための施策を民間活動と連携させながら, 充実させていくことが望ましい。</li> </ul> <p>H25.5 ヒートアイランド対策大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園整備, 民間建築物等の敷地, 公共空間緑化の推進, 水と緑のネットワークの形成の推進 等</li> </ul> <p>H26.5 国土交通省インフラ長寿命化計画 (行動計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インフラメンテナンスサイクルの構築等 (前述 「2-1 交通施設の整備方針」)</li> </ul>	<p>(1) 基本的な考え方について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>次の観点から方針を見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者, 障害者等, 子育て世代のニーズに対応した都市公園等の整備</li> <li>生物多様性への配慮, ヒートアイランド対策などに関する記述を追加</li> <li>ストックの活用, 維持管理を重視する方向づけ</li> </ul> </li> </ol> <p>※本項は主に都市公園等に関する事項とし, 地域資源の活用等は, 「都市環境形成の方針」で記述する。</p> <p>(2) 整備方針について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住区基幹公園の確保については, 空き家, 空き地の活用も含めて充足させる方向づけ</li> <li>地域におけるコミュニティの場, 防災空間など多機能を有する都市公園等の整備の方向づけ</li> <li>的場公園の位置づけ, 整備方向の見直し</li> <li>公園里親制度の活用, 住民自治組織による維持管理など, 市民参加型公園管理の方向を重点化</li> <li>ストックの維持管理を重視した記述</li> </ol>																		
	(H13.7)	(H27.3)																												
整備済み面積	49.56ha	→ 50.07ha																												
市民1人当たり面積	15.5㎡/人	→ 17.5㎡/人																												
<p><b>2-3 下水道の整備方針</b></p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>竹原市公共下水道事業基本計画に基づく整備</li> <li>公共下水道事業計画区域外における地域特性に応じた手法による整備</li> </ul> <p>(2) 整備方針</p> <p>ア. 公共下水道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地を対象とする事業認可区域の早期供用開始</li> <li>忠海処理区における計画的な整備</li> <li>雨水対策としての雨水管渠, 排水ポンプ場等の整備</li> </ul> <p>イ. 公共下水道以外の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農村集落排水事業</li> <li>合併浄化槽の普及・推進</li> </ul>	<p><b>【進捗状況等】</b></p> <p>H6.4 小型合併処理浄化槽設置補助金の運用</p> <p>H18.4 浄化槽に関する事務, 水質汚濁防止法に関する事務, 大気汚染防止法に関する事務, 瀬戸内海環境保全特別措置法に関する事務が市へ委譲される。</p> <p>H18.6 中央第2雨水排水ポンプ場 (公共下水道)</p> <p>H18.8～ 公共下水道の供用開始</p> <p>H19.4 一般廃棄物処理施設に関する事務が市へ移譲される。</p> <p><b>&lt;污水处理普及率&gt;</b></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(H18.3)</td> <td>(H27.3)</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>30,712人</td> <td>→ 27,554人</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>0人</td> <td>→ 2,969人</td> </tr> <tr> <td>合併浄化槽</td> <td>8,341人</td> <td>→ 6,089人</td> </tr> <tr> <td>普及率</td> <td>27.2%</td> <td>→ 32.9%</td> </tr> </table> <p><b>&lt;公共下水道の整備状況&gt;</b></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(H13.7)</td> <td>(H27.3)</td> </tr> <tr> <td>計画面積 (処理区域)</td> <td>989ha</td> <td>→ 957.6ha</td> </tr> <tr> <td>整備済み面積</td> <td>0ha</td> <td>→ 103.7ha</td> </tr> <tr> <td>整備率</td> <td>0%</td> <td>→ 13.1%</td> </tr> </table> <p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○雨水排水ポンプ場の整備等による防災性の向上</li> <li>○污水处理普及率の上昇</li> <li>○公共下水道の整備 (供用開始)</li> </ul> <p>△公共下水道の整備</p>		(H18.3)	(H27.3)	人口	30,712人	→ 27,554人	下水道	0人	→ 2,969人	合併浄化槽	8,341人	→ 6,089人	普及率	27.2%	→ 32.9%		(H13.7)	(H27.3)	計画面積 (処理区域)	989ha	→ 957.6ha	整備済み面積	0ha	→ 103.7ha	整備率	0%	→ 13.1%	<p>H17.9 下水道ビジョン 2100 (国交省)</p> <p>H19.6 下水道中期ビジョン (国交省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性に応じた効率的かつ効果的な整備</li> <li>管理の適正化と経営の安定化に向けた取り組み</li> <li>防災と減災の観点から, 計画的, 段階的な耐震対策</li> <li>省エネルギー, 省資源による環境負荷の少ない社会の構築</li> </ul> <p>H19.7 社会資本整備審議会都市計画小委員会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」第2次答申 (国交省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来の整備普及を中心とした事業展開から, 施設の一貫した適正な管理 (新規整備, 維持管理, 延命化, 改築更新) とそれを担保するための経営基盤の強化 (管理・経営の重視) へと転換していく必要がある。</li> </ul> <p>H26.5 国土交通省インフラ長寿命化計画 (行動計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インフラメンテナンスサイクルの構築等 (前述 「2-1 交通施設の整備方針」)</li> </ul> <p>H27.2 新しい時代の下水道政策のあり方について (社会資本整備審議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平常時・非常時における最適な下水道機能・サービスの持続的提供</li> <li>都市部における浸水被害の軽減</li> <li>環境にやさしい地域・社会づくり</li> <li>民間企業の国内外における事業展開</li> </ul>	<p>(1) 基本的な考え方について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市街地のコンパクト化を踏まえた公共下水道事業基本計画を抜本的に見直し</li> <li>地域の特性に応じた効率的かつ効果的な整備</li> <li>防災, 減災の観点からの整備 (排水対策等)</li> <li>下水道施設の適切な維持管理</li> <li>下水道施設の耐震化, 下水道資源の有効活用</li> </ol> <p>(2) 整備方針について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>公共下水道の整備の遅れを踏まえ, 都市構造に応じた重点的な整備の方向づけ (若者定住の観点からも重点課題)</li> <li>コミュニティプラント, 合併浄化槽の促進の方向づけ</li> <li>管路網の耐震化や応急・復旧体制の整備など危機管理の充実</li> <li>将来にわたりサービスを維持できる計画的な改築, 適切な維持管理の促進</li> <li>循環型社会を見据えた下水道資源の有効活用</li> <li>ストックの維持管理を重視した記述</li> </ol>
	(H18.3)	(H27.3)																												
人口	30,712人	→ 27,554人																												
下水道	0人	→ 2,969人																												
合併浄化槽	8,341人	→ 6,089人																												
普及率	27.2%	→ 32.9%																												
	(H13.7)	(H27.3)																												
計画面積 (処理区域)	989ha	→ 957.6ha																												
整備済み面積	0ha	→ 103.7ha																												
整備率	0%	→ 13.1%																												

3 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

現行都市計画マスタープラン（概略）	施策、事業等の進捗状況等と評価	まちづくりに係る国、広島県、民間等の動き	都市計画マスタープラン改定の方向性																					
<p><b>3-1 自然環境の保全の方針</b></p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特長を活かした自然環境の保全や失われた自然の回復、新たな緑や水辺環境を創出していく</li> </ul> <p>(2) 整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゾーン別に自然環境の保全・回復を図る。</li> <li>・市民や事業者の協力による美しいまちづくり</li> </ul> <p>&lt;中心市街地ゾーン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活用したまちの魅力の向上</li> <li>・事業に併せた特徴的な街並みの保護・育成</li> </ul> <p>&lt;周辺住宅地ゾーン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な緑の保全・創出</li> </ul> <p>&lt;産業拠点ゾーン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業拠点の快適空間の創出</li> </ul> <p>&lt;水に親しむゾーン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賀茂川等の河川や海岸線の環境軸の保護・育成</li> </ul> <p>&lt;田園ゾーン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田園環境の保護・育成</li> </ul> <p>&lt;まちを形づくる緑のゾーン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の骨格を構成する環境軸の保護・育成</li> </ul>	<p><b>【進捗状況等】</b></p> <p>国道沿いの竹並木の維持保全</p> <p>H13～ 公園里親制度の実施</p> <p>H22～ 公園芝生化への取組み</p> <p>H22.3 竹原市環境基本計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○電気使用量の削減</li> <li>・LEDへの転換を促進、クールビズやグリーンカーテンによる冷房時電力削減</li> <li>○温室効果ガスの排出量削減</li> <li>・アイドリングストップキャンペーン、公共交通利用促進デーの取組み</li> </ul> <p>H27～ 竹原市空き家実態調査の実施</p> <p><b>&lt;里親制度&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9公園2緑地へ14団体を認定済み H27.7現在</li> </ul> <p><b>&lt;公園芝生化&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4公園</li> </ul> <p><b>&lt;環境への取組み&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○街路灯LED化への取組み</li> <li>・H22 0基/550基 0%</li> <li>・H27 296基/550基 53.8%</li> <li>○アイドリングストップキャンペーン</li> <li>・H25 5日間で429台への取組み/CO<sup>2</sup>389.2kg削減（一般家庭に換算し約30日分のCO<sup>2</sup>排出量削減）</li> <li>・H27 5日間で426台への取組み/CO<sup>2</sup>342.0kg削減（一般家庭に換算し約29日分のCO<sup>2</sup>排出量削減）</li> <li>○公共交通利用促進デー</li> <li>・H23.6より取組み開始 H27.10まで45回/CO<sup>2</sup>5,882kg削減（一般家庭に換算し約451日分のCO<sup>2</sup>排出量削減、延べ2,846人の職員が参加）</li> </ul> <p><b>&lt;下水道整備による水質改善&gt;</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(H17 平均)</th> <th>(H24 平均)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・扇橋(本川) BOD</td> <td>2.4mg/l</td> <td>→ 1.4mg/l</td> </tr> <tr> <td>COD</td> <td>3.0mg/l</td> <td>→ 2.7mg/l</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>4.3mg/l</td> <td>→ 4.0mg/l</td> </tr> <tr> <td>・明神開閉橋 BOD</td> <td>1.0mg/l</td> <td>→ 0.9mg/l</td> </tr> <tr> <td>(江戸堀) COD</td> <td>4.4mg/l</td> <td>→ 2.5mg/l</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>8.7mg/l</td> <td>→ 3.0mg/l</td> </tr> </tbody> </table>		(H17 平均)	(H24 平均)	・扇橋(本川) BOD	2.4mg/l	→ 1.4mg/l	COD	3.0mg/l	→ 2.7mg/l	SS	4.3mg/l	→ 4.0mg/l	・明神開閉橋 BOD	1.0mg/l	→ 0.9mg/l	(江戸堀) COD	4.4mg/l	→ 2.5mg/l	SS	8.7mg/l	→ 3.0mg/l	<p>H19.7 社会資本整備審議会都市計画小委員会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」第2次答申（国交省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郊外部を中心に、市街地密度が低下し、無秩序に空地や空家が発生することも予想されるが、環境劣化の防止、新しい時代に対応した市街地空間の形成・環境改善といった観点からの取組が必要</li> </ul> <p>H24.9 都市の低炭素化の促進に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトなまちづくり（前述「2-2 公園・緑地等の整備方針」）</li> </ul> <p>H24.9 社会資本整備審議会都市計画小委員会中間取りまとめ（国交省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化施策の充実等（前述「2-2 公園・緑地等の整備方針」）</li> <li>・人口の減少に伴い、モザイク状に空地が発生することが予想され、放置されると防犯上、景観上等の課題が発生するおそれがあることから、地方公共団体以外の管理主体が暫定的に空地を管理するための協定のあり方等について検討する必要がある。</li> </ul> <p>H24.12 地球温暖化対策実行計画（広島県） （第3期：平成24年度～平成27年度）</p> <p>H25.1 「低炭素建築物」の認定制度が創設（広島県）</p> <p>H26.11 空家対策特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のために対応</li> </ul>	<p>(1) 項目の組み替え</p> <p>① 「3-1 自然環境の保全の方針」は、良好な自然環境保全の方針を維持しつつ、土地利用、都市環境形成、都市景観形成などの項目と重複する事項が多く、単独で記述する内容が少ないことから、「都市環境形成の方針」に含める。</p> <p>② 「3-2 都市環境形成の方針」は、低炭素社会、循環型社会の形成の観点から整理する。</p> <p>(2) 基本的な考え方について</p> <p>① 自然環境の保全、活用の方向づけ</p> <p>② 循環型社会の形成の方向づけ</p> <p>③ 低炭素化に向けた「コンパクトなまちづくり」の方向づけ</p> <p>(3) 整備方針について</p> <p>① 自然環境の保全、活用の方針については、地域資源活用の視点から方向づけ</p> <p>② 循環型社会の形成、低炭素化に向けた取組は、後期基本計画、竹原市環境基本計画、地球温暖化対策実行計画（広島県）などを受けて方向づけ</p> <p>③ 空き家、空き地等の管理に関する記述</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地環境については、「都市空間の魅力化」などの項目を起こして記述する。</li> <li>・人と環境にやさしい都市交通体系の確立に関する事項は、「都市空間の魅力化」及び「2-1 交通施設の整備方針」において記述する。</li> </ul>
	(H17 平均)	(H24 平均)																						
・扇橋(本川) BOD	2.4mg/l	→ 1.4mg/l																						
COD	3.0mg/l	→ 2.7mg/l																						
SS	4.3mg/l	→ 4.0mg/l																						
・明神開閉橋 BOD	1.0mg/l	→ 0.9mg/l																						
(江戸堀) COD	4.4mg/l	→ 2.5mg/l																						
SS	8.7mg/l	→ 3.0mg/l																						
<p><b>3-2 都市環境形成の方針</b></p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境にやさしいまちづくり」の展開として、自然との共生を図り、環境への負荷を低減し、ゆとりある都市空間の創出を基本としながら、資源循環型都市への転換を図る。</li> </ul> <p>(2) 整備方針</p> <p>ア. 水環境の保全創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道整備等</li> <li>・水の有効利用による河川・湖沼等の水量の維持、自然浄化能力の維持・回復</li> </ul> <p>イ. エネルギーの低消費・効率化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅における省エネルギー化等</li> <li>・太陽光発電、太陽熱利用、コージェネレーション等の導入</li> </ul> <p>ウ. リサイクル都市システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルシステムの構築等によるごみ処理の低減及び合理化</li> </ul> <p>エ. 個性的で快適な都市空間の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹原らしさの残る個性的な町並みづくり など</li> </ul> <p>オ. 人と環境にやさしい都市交通体系の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市内交通効率化のための公共交通機関の整備</li> <li>・歩行者環境のバリアフリー化 など</li> </ul>	<p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共下水道の整備等による公共水域の水質改善</li> <li>○省エネ化、温室効果ガスの排出量削減に向けた取組</li> </ul> <p>△公共交通、歩行者環境のバリアフリー化</p>																							



4 都市景観形成の方針

現行都市計画マスタープラン（概略）	施策，事業等の進捗状況等と評価	まちづくりに係る国，広島県，民間等の動き	都市計画マスタープラン改定の方向性
<p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹原らしさを構成する独特の都市景観の維持・継承</li> <li>・住民・事業者・行政による協力体制づくり</li> </ul> <p>&lt;基本目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然を活かしたうまいのある都市景観の形成</li> <li>・文化に育まれた個性豊かな都市景観の形成</li> <li>・活力とにぎわいのある美しい都市景観の形成</li> </ul> <p>(2) 整備方針</p> <p>7. 水・緑の自然景観の保全と育成（眺望景観・海浜景観）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然緑地等の環境整備</li> <li>・海岸景観の回復・保全</li> <li>・河川環境の回復，自然と共生する河川空間の実現など</li> </ul> <p>イ. 田園景観の保護・育成</p> <p>ウ. 市街地内主要スポットの景観形成（市街地景観・アメニティ景観）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹原・忠海地区における歴史・文化を活かした景観形成</li> <li>・JR竹原駅，JR忠海駅，主要道路沿道におけるにぎわいのある景観づくり など</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>国道沿いの竹並木の維持保全</p> <p>H22.4 屋外広告物に関する事務が市へ移譲される。</p> <p>H24.6 歴史的風致維持向上計画3省認定</p> <p>&lt;竹原市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針・項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的な町並みや建造物の保存に関する方針</li> <li>・伝統行事等の継承に関する方針</li> <li>・歴史的な町並みや建造物の周辺環境に関する方針</li> <li>・歴史資料の保存・研究・展示に関する方針</li> </ul> <p>&lt;重点地区&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町並み保存地区周辺，寺山風致地区，鎮海山風致地区</li> </ul> <p>H26.3 小公園「酔景の古庭」整備 藤井酒造外壁改修事業（事業中）</p> <p>【評価】</p> <p>○町並み保存地区及び周辺地域の景観形成に係る取組の具体化（歴史的風致維持向上計画3省認定）</p>	<p>S24.10 広島県屋外広告物条例（最終改正 H27.3.16）</p> <p>H3.3 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例</p> <p>H15.7 美しい国づくり政策大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観の保全・形成を総合的かつ体系的に推進</li> </ul> <p>H16.2 景観法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観は，美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであり，その整備及び保全が図る。</li> </ul> <p>H19.1 観光立国推進基本法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における創意工夫を生かした主体的な取組みを尊重しつつ，地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが，将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要である。</li> </ul> <p>H20.11 歴史まちづくり法施行（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれることにより，それぞれ地域固有の風情，情緒など良好な環境（歴史的風致）を維持・向上させ，後世に継承する</li> </ul> <p>H27.7 日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会報告書（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域固有の地形，自然，歴史，文化等によって作り上げられてきた景観の成り立ちを理解し，その基本を共有することから良好な景観の保全，創出の取組みを進めることが重要。</li> </ul>	<p>(1) 基本的な考え方について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 後期基本計画，歴史的風致維持向上計画を受けて，歴史文化景観，町並み景観の方向づけを強調</li> <li>② 観光振興の観点から景観形成について記述</li> <li>③ デザイン性のある公共空間の形成</li> <li>④ 建築物による景観誘導等による良好な都市空間形成</li> </ol> <p>(2) 整備方針について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 景観計画につながる要素を中心に記述</li> <li>② 地域特性を活かした景観形成の方向づけ</li> <li>③ 市民参加の方向づけ</li> <li>④ 歴史的文化，建造物等の保存活用による観光ルートの充実</li> <li>⑤ 水と緑に親しめる都市空間，歩行者ネットワークの整備</li> <li>⑥ 周辺環境に配慮した美しいデザインの公共建築物や橋梁，公園の整備</li> <li>⑦ 建築物，工作物，屋外広告物の景観誘導により美しい都市空間の形成</li> </ol>

5 その他の都市整備の方針(1/3)

現行都市計画マスタープラン（概略）	施策，事業等の進捗状況等と評価	まちづくりに係る国，広島県，民間等の動き	都市計画マスタープラン改定の方向性
<p><b>5-1 市街地整備の方針</b>  <b>5-1-1 地域の状況に応じた市街地整備の推進</b>  <b>(1) 基本的な考え方</b>            ・市街地の段階等地区の状況に応じて市街地整備の方向性を把握し，良好な市街地環境を形成する。</p> <p><b>(2) 整備方針</b>            ・市街地整備の方向性に基づいて，各地域の状況に応じた整備計画の検討，具現化を図る。            &lt;市街地対策区分&gt;            ・環境保全地区，開発促進地区，個別指導地区，道路整備地区Ⅰ・Ⅱ，基盤整備地区Ⅰ・Ⅱ，改善地区</p> <p><b>5-1-2 中心市街地：人と時間がふれあい，賑わいのあるまちづくり</b>  <b>(1) 基本的な考え方</b>            ・「竹原市中心市街地市街地活性化基本計画」（平成12年3月策定）に基づき，「ふれあいと「賑わいのある中心市街地」としての活性化を図る。</p> <p><b>(2) 整備方針 - 6つの基本方針-</b>            ① みんなが安心して暮らせるまちづくり            &lt;具体的取組（例）&gt;            ・様々なところでのバリアフリー化            ・居住する住宅の建設            ② ゆとりがもて快適に過ごせるまちづくり            &lt;具体的取組（例）&gt;            ・気軽に利用できる小空間づくり            ・歩行空間のうるおいや美観等の整備            ③ 様々な人や歴史とふれあえるまちづくり            &lt;具体的取組（例）&gt;            ・市街地各所で観光客や市民が交わる場づくり            ④ 活気ある商業により賑わうまちづくり            ⑤ 訪れるのにわかりやすく便利なまちづくり            &lt;具体的取組（例）&gt;            ・利便性の高い駐車場等の整備            ・歩行者のための道路整備や交通網の整備            ・歩行者に優しく多様な活用のできる街路整備            ⑥ 街の魅力を市内外に誇れるまちづくり            &lt;具体的取組（例）&gt;            ・町並みを活かす修景等の整備            ※具体的取組（例）はハード事業を記述した。</p>	<p><b>【進捗状況等】</b>            H8～ 新開土地区画整理事業            H22.10 道の駅たけはら整備            H24.7 榎町公園（新開土地区画整理内）の供用開始            H24.11 秋井公園（新開土地区画整理内）の供用開始            H25.10 都市再生整備事業 都市計画道路楠通成井線「古庭橋」開通            H26.3 竹原市総合計画 後期基本計画策定（竹原市）            ・ふるさと竹原の”強み”を活かした更なる挑戦として，人口減少に対応したコンパクトなまちづくりを推進            H26.8 たけはら海の駅整備            H24～ 歴史的風致維持向上事業（酔景の小庭）            H26～ 公共施設ゾーン再整備計画（策定中）</p> <p><b>&lt;駐車場の整備&gt;</b>            H14.12 新町観光駐車場整備（48台）            H22.3 榎町観光駐車場整備（20台）            H22.10 道の駅たけはら整備による駐車場整備            H26.8 たけはら海の駅整備による駐車場整備</p> <p><b>【評価】</b>            ○新開土地区画整理事業による計画的市街地の整備            ○中心市街地の活性化に向けた取組（歴史的風致維持向上事業，駐車場の整備，公共施設ゾーン再整備計画策定に着手など）</p>	<p>H19.7 社会資本整備審議会都市計画小委員会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」第2次答申（国交省）            ・交通戦略と連携した拠点市街地の形成（前述「1 土地利用の方針」）            ・空地，空家の発生による環境劣化の防止等（前述「3 自然環境の保全及び都市環境形成の方針」）</p> <p>H19.11 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（都市計画法・建築基準法の一部改正）            ・都市計画制度の整備（前述「1 土地利用の方針」）</p> <p>H24.4 都市計画法改正            ・地域地区や都市施設に係る都市計画決定が基礎自治体へ権限移譲された。</p> <p>H24.9 社会資本整備審議会都市計画小委員会中間取りまとめ（国交省）            ・これまで人口・経済等の成長とともに形作られた現在の都市そのものをリフォームし，現にある都市の価値が高められ，持続的価値を有する都市を目指すべき            ・都市のストックである水と緑の構造を踏まえつつ，医療・福祉施設，商業施設等が住まいに身近なところで集積し，あるいは，高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど，日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する「集約型都市構造化」を目指すべき</p> <p>H26.8 都市再生特別措置法の改正（国土交通省）            ・都市全体の構造を見渡しなが，居住者の生活を支えるようコンパクトなまちづくりを推進（多極ネットワーク型コンパクトシティ化）するための改正</p> <p>H26.11 空家対策特別措置法            ・空家等対策，活用（前述「3 自然環境の保全及び都市環境形成の方針」）</p> <p>H27.2 交通政策基本計画            （前述「2-1 交通施設の整備方針」）            A 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現            B 成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築            C 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり</p>	<p>(1) 計画項目の組み替え            ① 「市街地の整備方針」と「中心市街地」は項目分け            ② 「中心市街地」は，新たに「都市空間の魅力化」を項目立てして記述</p> <p>(2) 整備方針について            ① 市街地の整備方針は，実現見通しを踏まえた記述の見直し，重点化            ② 「都市空間の魅力化」については，次の視点を追加して記述            ・現にある都市の価値を高め，持続的価値を有する都市を目指す            ・医療・福祉施設，商業施設等が住まいに身近なところで集積する「集約型都市構造化」を目指す</p> <p>(3) 「都市空間の魅力化」の項目に記述する事項            ① 都市拠点（又は中心市街地）の魅力化の方針            ・都市機能の集約化，ストックの価値を高めることなどを盛り込む            ・空家等対策，活用に関する記述を盛り込む            ・バリアフリー化の推進            ・ユニバーサルデザイン（住宅，公共空間）のまちづくり            ・防犯灯，街路灯整備による犯罪，事故の起こりにくい都市づくり            ② 公民の連携による活力あるまちづくり            ・エリアマネジメントによるまちづくりの誘導と民間活力の積極的な活用（PFI等）</p>



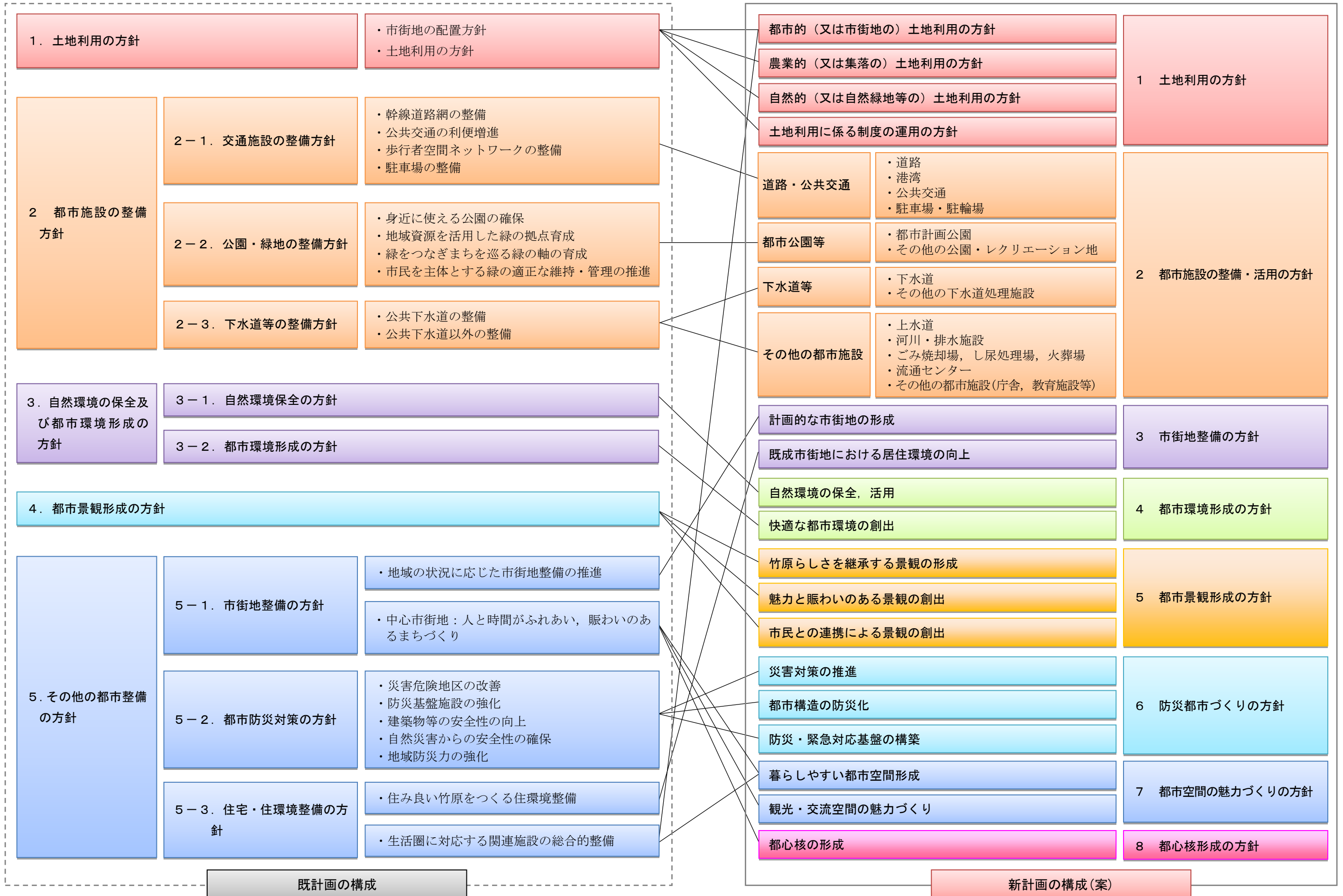
5 その他の都市整備の方針（2/3）

現行都市計画マスタープラン（概略）	施策、事業等の進捗状況等と評価	まちづくりに係る国、広島県、民間等の動き	都市計画マスタープラン改定の方向性
<p><b>5-2 都市防災対策の方針</b></p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>竹原市地域防災計画に基づく避難地・避難路の確保、危険箇所の改善、公共施設の耐震化、防災関連法の適切な運用等</li> <li>災害時における情報伝達システムの確立、地域住民による防災組織の育成、整備等</li> </ul> <p>(2) 整備方針</p> <p>7. 災害危険地区の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防活動困難地区における道路・公園等の確保</li> <li>大規模工場と市街地との間への緩衝帯の確保</li> </ul> <p>4. 防災基盤施設の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難地、避難路のネットワーク化</li> <li>ライフラインの代替性の確保</li> </ul> <p>ウ. 建築物等の安全性の向上</p> <p>エ. 自然災害からの安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浸水（高潮）対策としての賀茂川、本川の改修</li> <li>森林の整備</li> <li>急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業の計画的実施</li> </ul> <p>オ. 地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップの作成</li> <li>小規模地域別の防災訓練の実施</li> </ul>	<p><b>【進捗状況等】</b></p> <p>H17～ 協働のまちづくりの取組み／地域防災訓練等の活動支援</p> <p>H17.9 高潮ハザードマップの作成</p> <p>H18.6 中央第2雨水排水ポンプ場（公共下水道）</p> <p>H19 吉名町峠地区急傾斜、水長山川砂防整備</p> <p>H20.3 洪水ハザードマップの作成</p> <p>H20.7 竹原市地域防災計画の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な避難体制を確保するため、危険区域ごとに避難場所等の事項を定める等の修正</li> </ul> <p>H21.4 竹原市木造住宅耐震診断補助事業（6件補助～H27まで）</p> <p>H22 竹原小、忠海中、竹原西小耐震補強実施</p> <p>吉名浦尻地区急傾斜地整備</p> <p>H24.6 賀茂川河川整備・仁賀ダム運用開始</p> <p>H25 賀茂川中耐震補強実施</p> <p>北崎南地区、上条地区急傾斜整備</p> <p>H25.4 地震・津波ハザードマップの作成</p> <p>H25.10 本川排水機場整備（広島県）、高潮対策事業</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>H26 大乘小、竹原西小、東野小耐震補強実施（公共施設耐震化率93% H27まで）</p> <p>東大井地区急傾斜地整備</p> <p>H26.6 竹原市木造住宅耐震改修補助事業（1件補助～H27まで）</p> <p><b>【評価】</b></p> <p>○建築物等の安全性の向上（耐震補強）</p> <p>○自然災害からの安全性の向上（砂防、急傾斜地対策、仁賀ダム整備など）</p> <p>○ハザードマップの作成</p> <p>△消防活動困難地区における道路・公園等の確保、大規模工場と市街地との間への緩衝帯の確保等</p> <p>△避難地、避難路のネットワーク化</p>	<p>H14.7 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</p> <p>H15.7 東南海・南海地震防災対策推進地域に指定</p> <p>H16.3 東南海・南海地震防災対策推進基本計画（中央防災会議）</p> <p>H17.3 広島県津波浸水予測図</p> <p>H19.3 広島県地震被害想定調査報告書</p> <p>H19.7 社会資本整備審議会都市計画小委員会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」第2次答申（国交省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大地震や火災時等において、避難地や防災拠点、延焼防止帯等の機能を、発揮する防災公園等の確保について、拡散型から集約型への都市構造の転換や不燃領域の拡大を図っていく中で、重点的に取り組むことが必要</li> </ul> <p>H23.3 東日本大震災</p> <p>H25.10 広島県地震被害想定調査報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災を踏まえ、新たな地震被害想定調査の結果を取りまとめた。</li> </ul> <p>H26.8 8.20 広島豪雨災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地における大規模な土砂災害</li> </ul> <p>H26.11 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎調査結果の公表の義務付け など</li> </ul>	<p>(1) 基本的な考え方について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>竹原市地域防災計画に「基づく」を「連携して」に変更し、防災拠点の確保、緊急時の交通対策などを重視して記述</li> <li>土砂災害など災害リスクの上昇を踏まえた減災のための居住地誘導の方向づけ</li> <li>自助、共助、公助の視点による地域防災力の強化</li> <li>大規模災害の教訓を踏まえた防災対策の強化</li> </ol> <p>(2) 整備方針について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>災害時の緊急輸送代替ルート確保のための方向づけ</li> <li>各地域における避難空間（避難路、防災公園等）の確保</li> <li>危険箇所等の周知の重点化 <ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップ</li> <li>土砂災害警戒区域等</li> </ul> </li> <li>公共施設ゾーンの災害対策本部機能の強化</li> <li>緊急輸送道路、防災拠点等の整備、耐震化</li> <li>上下水道などのライフラインの耐震化</li> <li>自主防災組織が主体となった避難体制の整備など防災まちづくりの促進</li> </ol>

5 その他の都市整備の方針 (3/3)

現行都市計画マスタープラン (概略)	施策, 事業等の進捗状況等と評価	まちづくりに係る国, 広島県, 民間等の動き	都市計画マスタープラン改定の方向性
<p><b>5-3 住宅・住環境整備の方針</b>  <b>5-3-1 住みよい竹原をつくる住環境整備</b>  <b>(1) 基本的な考え方</b>            ・様々なライフスタイルに応じ, 多様な世代が快適に住み続けられる住宅政策            ・地域特性を活かした住宅・住環境の整備</p> <p><b>(2) 整備方針 (竹原市住宅マスタープラン (H15.3))</b>            &lt;住宅施策の基本目標&gt;            ・安心して健康的に暮らせる住まいづくり            ・交流の住まいづくり            ・地域特性を活かした住まいとまちづくり</p> <p><b>5-3-2 生活圏に対応する関連施設の総合的整備</b>  <b>(1) 基本的な考え方</b>            ・少子高齢化に伴う地域施設へのニーズの変化に対応し, 諸機能がコンパクトに集合するよう既存施設の有効活用を図る。</p> <p><b>(2) 整備方針</b>            7. 地域施設の新設・再配置の整理            ・保育園, 児童館, 幼稚園, 小学校, 公民館等の地域施設の総合的な施設配置の検討, 既存施設の有効活用及び再配置の計画的な推進            4. ふれあい交流施設など住民ニーズに対応した施設整備の検討            ・医療・福祉施設への公園等の併設 など</p>	<p><b>【進捗状況等】</b>            H16.3 ふれあいステーションただのうみ完成            H20.7 空き家バンクの相談等に関する協定締結 (25件登録 21件成約 ~H27)            H24.3 竹原市地域福祉計画 (計画期間 H24~28年度)            H24.10 竹原市子育て・高齢者・障害者あんしん住宅リフォーム助成事業施行 (54件助成 ~H27まで)            H24~ 歴史的風致維持向上事業            H26.7 子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度要綱            H27.3~ 旧体育館跡地を活用した子育て世帯向け地域優良賃貸住宅整備事業の開始            H26~ 公共施設ゾーン再整備計画            公共施設 (学校用地) 利活用 (忠海西小学校等)            H27~ 竹原市空き家実態調査の実施</p> <p><b>【評価】</b>            ○空き家の活用による多様なライフスタイルの実現            ○子育て世帯の居住の支援 (子育て世帯向け地域優良賃貸住宅整備事業)</p>	<p>H16.6 「少子化社会対策大綱」に基づく国土交通省における子育て環境づくり            ・子育て世帯に適した住宅確保の支援            ・子育てバリアフリーなどの推進            ・子どもが健やかに成長できる環境づくり            ・育児しながら働くための支援</p> <p>H18.6 高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)            ・新設・改良時のバリアフリー化基準 (移動等円滑化基準) への適合義務など</p> <p>H23.3 住生活基本計画 (全国計画)            ① 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築            ② 住宅の適正な管理及び再生            ③ 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備            ④ 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p> <p>H25.3 広島県子育てスマイルマンション認定制度</p> <p>H26.11 空家対策特別措置法            ・空家等対策, 活用 (前述 「3 自然環境の保全及び都市環境形成の方針」)</p>	<p>(1) 計画項目の組み替え            ① 住宅・住環境整備の方針は, 後期基本計画 (住宅・住環境の整備) を受けつつ, 「市街地の整備方針」に含める。            ② 生活圏に対応する関連施設の総合的整備は, 「土地利用の方針」において, 地域拠点等形成の方向づけとして記述</p> <p>(2) 整備方針について            ① 住宅・住環境整備の方針は次のような方向づけ            ・空家の再生・活用による定住促進と住環境の向上            ・質の高い住宅建設, 宅地開発の誘導 など            ② 生活関連施設の総合的整備は次のような方向づけ            ・都市拠点における都市機能の集約            ・地域拠点における公共施設跡地等の有効活用            ・公民連携による公共施設跡地のマネジメント など</p>

6 検証を踏まえた部門別計画の体系の比較



## II 地域別構想の検証と改定の方向性

現行都市計画マスタープラン・地域別構想の検証と改定の方向性の検討について、以下の表形式で整理した。

現行都市計画マスタープラン（概略）	施策、事業等の進捗状況等と評価	市民ワークショップにおける提案	地域別構想改定の方向性
現行都市計画マスタープラン・地域別構想におけるまちづくりの目標と方針の概略の内容を記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行都市計画マスタープラン・地域別構想に位置づけられている施策、事業等の進捗状況及び関連する市の取組について記述</li> <li>施策、事業等の進捗状況の評価を記述</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープラン策定に向けた市民ワークショップにおいて提案されたまちづくりの基本的方向と主要な取組を記述</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行都市計画マスタープラン・地域別構想に位置づけられている施策、事業等の進捗状況、市民まちづくりワークショップにおける提案等を踏まえ、改定の方向性について記述</li> </ul>

地域別構想改定の方向性は、次の観点から記述した。

- 地域別ワークショップにおいて提案された「まちづくりの基本的方向」を重視
- 地域の魅力を高める取組を重視
- 取組の遅れている施策、事業等の見直し（重点化、方向転換など）
- 時代背景の変化を踏まえた改定（部門別構想との関連・整合）



1 竹原地域

現行都市計画マスタープラン（概略）		施策、事業等の進捗状況等と評価	市民ワークショップにおける提案	地域別構想改定の方向性
目標	方針			
魅力ある都市拠点の形成	<p>◇町並み保存地区及び周辺地区の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町並み保存地区の拡充や保存活用策の充実、空き家建築物の住宅や資料館等としての活用、歩行者ネットワークの整備</li> <li>・竹原の歴史・文化にふれあえる空間の整備、町並み保存地区と調和した住宅地の整備</li> </ul> <p>◇にぎわいのある商業環境の再生・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中心市街地活計化基本計画」の具体化</li> <li>・町並み保存地区と調和した商業地の形成、市役所等の公共空間の整備</li> </ul> <p>◇人々が集う拠点地区の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・的場公園の海洋レジャー拠点としての育成</li> </ul> <p>◇中心市街地における都市型住宅の誘導・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き地や空き家等の活用</li> </ul> <p>◇中心市街地の交通環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活者・来訪者の駐車場の整備</li> <li>・駐車場の緑化</li> </ul> <p>◇人にやさしいまち空間の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹原駅を中心とした地域における緑化、ポケットパークの整備、歩車共存型の道路整備、官公庁や歩行者空間のバリアフリー化</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H24.6 ・歴史的風致維持向上計画が3省認定&lt;重点地区&gt;（71ha）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町並み保存地区周辺、寺山風致地区、鎮海山風致地区</li> </ul> <p>H22.10 ・道の駅たけはら整備</p> <p>H26.8 ・たけはら海の駅整備</p> <p>H14.12 ・新町観光駐車場整備（48台）</p> <p>H22.3 ・榎町観光駐車場整備（20台）</p> <p>H26～ ・公共施設ゾーン再整備計画（策定中）</p> <p>H27.3～ ・旧体育館跡地を活用した子育て世帯向け地域優良賃貸住宅整備事業の開始</p> <p>【評価】</p> <p>○町並み保存地区の整備、道の駅、海の駅、駐車場の整備など観光地としての環境整備の進捗</p> <p>○公共施設ゾーンの整備、子育て世帯向け住宅の供給などの着手</p> <p>△的場公園の整備</p>	<p>【まちづくりの基本的方向】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地域資源を活かした魅力あるまちづくり</li> <li>2) まちなかの魅力化と賑わいづくり</li> <li>3) 観光・交流の盛んな活力あるまちづくり</li> <li>4) 若者・子育て世代が定住できるまちづくり</li> <li>5) 安全・安心のまちづくり</li> </ol> <p>【主な取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 自然活用プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝日山の活用</li> <li>・みち、眺望の活用</li> <li>・資源マップづくり</li> <li>・特産品づくり</li> </ul> </li> <li>2) 水辺・海辺の魅力づくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・賀茂川と川沿いの活用</li> <li>・海辺、干潟の活用</li> <li>・釣りができる環境づくり</li> <li>・海の駅・港の活用</li> <li>・地域活動による魅力づくり</li> </ul> </li> <li>3) 小梨魅力づくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然資源の活用</li> <li>・名水による地域おこし</li> <li>・生活環境の改善</li> <li>・地域を守る人材の育成</li> </ul> </li> <li>4) 町並み・まちなか賑わい創出プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなか活性化</li> <li>・町並み保存地区の活用</li> <li>・空き店舗の活用</li> <li>・まちの美化、環境対策</li> </ul> </li> <li>5) まちなか魅力化・周遊プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・アニメロードづくり</li> <li>・道の駅を中心とした観光ルートの確立、整備</li> <li>・観光マップの作成</li> </ul> </li> <li>6) 定住・子育て支援プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家・空き店舗の活用</li> <li>・公共施設の活用と整備</li> <li>・子育て支援</li> <li>・働く場所づくり</li> </ul> </li> <li>7) 安全・快適な交通環境づくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の整備</li> <li>・道路環境の整備</li> <li>・公共交通の充実</li> </ul> </li> </ol> <p>注：プロジェクト／個々の取組（アイデア）をグループ化することにより、取組内容の掘り下げ、新たな取組の追加、実現方法の検討などを効果的に行うことを意図して設定したものを。</p>	<p>【改定の方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 都市機能の集約化の観点からの都市拠点の形成の方向づけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設ゾーンを核とした中心地の再整備</li> <li>・都市拠点への都市機能の集約化の方向づけ</li> </ul> </li> <li>② 公共交通ネットワークの構築方向づけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機能の強化、利用促進</li> <li>・J R竹原駅バリアフリー化などの利用環境整備</li> </ul> </li> <li>③ 街なかの魅力化・にぎわい創出に向けた取組の重点化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町並み保存地区の活用、アニメロードづくりなど特徴を活かした取組</li> <li>・周遊ルートづくり</li> <li>・空き家、空き店舗等の活用</li> <li>・観光・交流促進策との連携</li> <li>・協働のまちづくりによる取組</li> <li>・公民の連携によるエリアマネジメント</li> </ul> </li> <li>④ 安全で快適な居住環境の形成に向けた取組の重点化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化などによる居住環境の改善</li> <li>・防災性の向上</li> <li>・協働のまちづくりによる取組</li> </ul> </li> <li>⑤ 自然資源、歴史的・文化的資源、産業・社会資源など地域資源の活用の方角づけの明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の分布、活用方向等の例示</li> <li>・協働のまちづくりによる取組</li> </ul> </li> </ol>
交通環境の充実	<p>◇道路網の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨格となる国道185号、同432号の機能強化、(主)三原竹原線、(一)竹原吉名線の整備</li> <li>・(都)下新開浜線の整備</li> </ul> <p>◇歩行者・自転車に配慮した環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の道路の歩道拡幅、段差解消、電線の地中化など</li> <li>・歩行者・自転車道のネットワーク化</li> <li>・町並み保存地区、市街地内の歴史的資源などを結ぶ歩行者空間の育成</li> <li>・主要施設への駐輪場の整備</li> </ul> <p>◇公共交通の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹原駅と竹原港との連携等による交通結節点機能の強化</li> <li>・竹原港の駐車場の拡充、防災機能や修景の整備</li> <li>・高齢者や障害者などに配慮した公共交通網の確立</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>&lt;道路整備&gt;</p> <p>H16.4 ・(主)三原竹原線開通、供用開始</p> <p>H19.3 ・(市)中須竹原駅線道路改良事業</p> <p>H21 ・(市)丸子山横島線交通安全対策事業</p> <p>H23 ・(市)中須明神線交通安全対策事業</p> <p>H25.4 ・(市)楠通成井線一部供用開始（古庭橋）</p> <p>H26.4 ・(一)竹原吉名線道路改良事業</p> <p>&lt;公共交通対策&gt;</p> <p>H21.3 ・小梨町路線バス廃止、代替交通として乗合タクシー、福祉タクシーの運行</p> <p>H25.3 ・J R竹原駅バリアフリー化（エレベーター整備）、竹並木の維持保全</p> <p>&lt;駐車場の整備&gt;</p> <p>H14.12 ・新町観光駐車場整備（48台）</p> <p>H22.3 ・榎町観光駐車場整備（20台）</p> <p>H22.10 ・道の駅たけはら整備による駐車場整備</p> <p>H26.8 ・たけはら海の駅整備による駐車場整備</p> <p>【評価】</p> <p>○骨格となる道路など道路整備の進捗</p> <p>○竹原港の整備、中心市街地における駐車場整備</p> <p>○小梨地区などにおける公共交通対策の実施</p> <p>△歩行者・自転車に配慮した環境づくりの取組</p>	<p>注：プロジェクト／個々の取組（アイデア）をグループ化することにより、取組内容の掘り下げ、新たな取組の追加、実現方法の検討などを効果的に行うことを意図して設定したものを。</p>	



1 竹原地域（続き）

現行都市計画マスタープラン（概略）		施策、事業等の進捗状況等と評価	市民ワークショップにおける提案	地域別構想改定の方向性
目標	方針			
水と緑のネットワークの形成	<p>◇魅力的な水辺空間の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賀茂川の自然再生と環境保全、親水化など、地域のシンボルとして育成</li> <li>・本川、江戸堀川の河川の回復、親水化、修景整備</li> <li>・天池の公園化</li> <li>・ハチ岩周辺の干潟など良好な自然海岸の保全等</li> </ul> <p>◇豊かな自然景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・的場・寺山・鎮海山・南島の風致地区、朝日山の自然緑地の保全</li> <li>・市街地の後背緑地の造成法面等の緑化等</li> <li>・文化財と一体となる自然緑地などの保全</li> </ul> <p>◇人・文化・緑のふれあいの場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいの場の核としての的場公園の整備</li> <li>・身近な自然緑地、水辺地等を対象とした地域づくりの場づくり</li> <li>・市街地を中心とした公園やコミュニティ施設の整備</li> <li>・市街地内の農地、樹林地等の市民緑地や市民農園としての整備等</li> </ul> <p>◇田園景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多井新開や吉崎新開など市街地周辺の農地・集落地における優良農地の確保、農地の多面的利用（市民農園等）、営農条件等と調和したゆとりある居住地区の形成</li> <li>・中山間地域の農地・集落地における優良農地の確保、生活環境の整備</li> </ul> <p>◇ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山・海・市街地の緑の保護・創出による水と緑のネットワーク化</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H22～ ・公園芝生化への取組み（大王公園、榎町公園、秋井公園）</p> <p>H22～ ・天池土手周辺整備と芝桜植付け＜協働＞</p> <p>H23～ ・荒廃竹林整備、宿根の大桜の周辺整備＜協働＞</p> <p>H24.7 ・榎町公園（新開土地区画整理内）の供用開始</p> <p>H24.11 ・秋井公園（新開土地区画整理内）の供用開始 H26.3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小公園「酔景の古庭」整備</li> <li>藤井酒造外壁改修事業（事業中）</li> </ul> <p>H24～ ・スポーツ広場の環境整備＜協働＞</p> <p>H27～ ・ハチの干潟の観察会等＜協働＞</p> <p>【評価】</p> <p>○新開土地区画整理事業等による公園の整備</p> <p>△的場公園の整備</p>	(前頁に記述)	(前頁に記述)
良好な市街地環境の育成	<p>◇新開土地区画整理事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業による定住拠点づくり</li> </ul> <p>◇南北新都市軸の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 432 号を新都市軸に位置づけ、緑豊かな歩行者空間や魅力ある景観づくり</li> </ul> <p>◇工業機能の維持・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹原港周辺地区を産業を支える拠点として位置づけ、工業地としての土地利用の促進等</li> </ul> <p>◇安全で快適な居住環境の保護・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・塩町・多井新開・大王等の住宅団地における地区計画の活用による良好な住環境の保護、育成</li> <li>・塩町等のまとまりのある未利用地を有する地区における面的整備事業等による計画的市街地の形成、生活道路の整備等と良好な市街地環境の育成</li> <li>・その他の地区における生活道路などを確保するための地区計画導入等による良好な市街地の育成</li> <li>・町並み保存地区周辺などにおける歴史的環境を活かした良好な住環境の育成</li> <li>・公共施設などのバリアフリー化</li> </ul> <p>◇暮らしのための基盤整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な公共下水道整備、合併処理浄化槽など地域特性に応じた手法による公共水域の汚濁防止</li> <li>・歩行者の安全性が確保され、防災的な機能も有する生活道路のネットワークの形成</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H8～ ・新開土地区画整理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路竹原駅新庄線（竹原バイパス）</li> </ul> <p>H25.10 ・都市再生整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路楠通成井線</li> <li>・「古庭橋」開通</li> </ul> <p>H18.6 ・中央第2雨水排水ポンプ場（公共下水道）北崎南地区、上条地区急傾斜整備</p> <p>H25.10 ・本川排水機場整備（広島県）</p> <p>H6.4 ・小型合併処理浄化槽設置補助金の運用</p> <p>H18.8 ・公共下水道の供用開始</p> <p>【評価】</p> <p>○新開土地区画整理事業による定住拠点づくりと南北新都市軸の形成</p> <p>○雨水排水ポンプ場の整備等による防災性の向上</p> <p>○公共下水道の整備、合併浄化槽設置の促進</p> <p>△生活道路のネットワークの形成</p>		



2 吉名地域

現行都市計画マスタープラン（概略）		施策、事業等の進捗状況等と評価	市民ワークショップにおける提案	地域別構想改定の方向性
目標	方針			
ゆとり拠点の育成	<p>◇海・緑・人のふれあい、魅力あふれるゆとり拠点の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸内リゾート開発地及びその周辺地における魅力ある海洋レジャーゾーンの育成</li> <li>・龍島周辺の干潟（天然記念物カブトガニの生息域）の住民や来訪者の学習の場としての活用</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H17 ・竹原港沖辺地区エココースト事業 H22～ ・平方海岸の清掃活動＜協働＞</p> <p>【評価】</p> <p>△海洋レジャーゾーンの育成については、時代背景を踏まえ、再検討</p>	<p>【まちづくりの基本的方向】</p> <p>1)農と食と瀬戸内海を活かした魅力あるまちづくり 2)誰もが楽しく参加するコミュニティづくり 3)住民と企業との連携による活力あるまちづくり 4)安全・安心・便利さを支えるネットワークづくり</p>	<p>【改定の方向性】</p> <p>① 都市機能の集約化に向けた地域拠点の形成の方向づけ ・吉名小学校跡地の活用による拠点の形成</p> <p>② 公共交通ネットワーク構築の方向づけ ・公共交通機能の強化、利用促進 ・JR吉名駅のバリアフリー化 など</p>
交通環境の充実	<p>◇道路網の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨格となる国道185号の機能強化、(一)竹原吉名線の整備</li> <li>・広域交通軸とレジャーゾーンや市街地をネットワークする道路の整備</li> <li>・主要生活道路等における歩行者の安全性の確保</li> <li>・鉄道によるボトルネックの解消を図るための国道へのアクセス路の改善</li> </ul> <p>◇公共交通の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉名駅の交通結節点機能の強化及び周辺地域一帯のバリアフリー化</li> <li>・高齢者や障害者などに配慮した公共交通網の確立</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H26.4 ・(一)竹原吉名線道路改良事業、供用開始 H26.10 ・(市)八代谷曾井線道路改良事業 事業中 ・国道185号安芸津バイパス</p> <p>【評価】</p> <p>○骨格となる道路など道路整備の進捗 △吉名駅の交通結節点機能の強化及び周辺のバリアフリー化</p>	<p>【主要な取組】</p> <p>1)吉名地域の活性化プロジェクト ・農業、漁業の活用 ・観光の振興 ・企業との連携（民間活用）</p> <p>2)中心部「へそ」づくりプロジェクト ・吉名小学校跡地の活用 ・吉名小学校跡地の複合利用 ・コミュニティと活動の場づくり ・定住の促進</p> <p>3)吉名地域内のネットワーク化プロジェクト ・道路、歩道のネットワーク化 ・バス路線のネットワーク化 ・生活環境の改善</p>	<p>③ 農・漁と食を活かした地域の活性化の方向づけの検討 ・じゃがいも、カキなどの地域資源を観光・交流へ活用 ・農業・漁業と空き家を活用した田舎暮らしの促進 など</p> <p>④ 安全で快適な居住環境の形成に向けた取組の重点化 ・街のバリアフリー化 ・防災性の向上 ・協働のまちづくりによる取組</p>
水と緑のネットワークの形成	<p>◇人・緑のふれ合いの場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸内リゾート開発の促進による人や自然とのふれ合いの場の創出</li> <li>・奥山及び宗越等の自然海岸等を中心としたふれ合いの場やハイキング環境の整備等</li> <li>・市街地を中心とした公園やコミュニティ施設の整備</li> </ul> <p>◇豊かな自然景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地周辺や主要道路沿いの自然緑地の保全</li> <li>・斜面地の保全や緑化等</li> </ul> <p>◇魅力的な水辺空間の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷川の河川の回復、親水化、修景整備</li> <li>・龍島周辺の干潟など良好な自然海岸の保全等</li> </ul> <p>◇田園景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地周辺の農地・集落地等における優良農地の確保、農地の多面的利用（市民農園等）、生活環境の整備による良好な住環境の形成</li> </ul> <p>◇ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山・海・市街地の緑の保護・創出による水と緑のネットワーク化</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H17 ・竹原港沖辺地区エココースト事業 H20～ ・光海神社下広場の環境整備＜協働＞ H22～ ・平方海岸の清掃活動＜協働＞</p>	<p>3)吉名地域内のネットワーク化プロジェクト ・道路、歩道のネットワーク化 ・バス路線のネットワーク化 ・生活環境の改善</p>	<p>⑤ 自然資源、歴史的・文化的資源、産業・社会資源など地域資源の活用の方向づけの明確化 ・地域資源の分布、活用方向等の例示 ・協働のまちづくりによる取組</p> <p>・海洋レジャーゾーンの育成に係る記述の見直し →民間レクリエーション施設の活用 などにより記述見直し</p>
良好な市街地環境の育成	<p>◇安全で快適な居住環境の保護・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校東側の未利用地を有する地区における面的整備事業等による多様な世代向けの住宅供給等</li> <li>・郷川沿いの市街地における生活道路の環境改善・整備、防災対策等</li> <li>・その他の地区における生活道路などを確保するための地区計画導入等による良好な市街地の育成</li> </ul> <p>◇生活拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉名駅周辺における駅前広場などの整備、商業施設や公共施設などの充実による地域の「生活拠点」にふさわしい空間の育成</li> </ul> <p>◇工業機能の維持・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸部の工業施設の立地する工業地における道路網の確保、土地利用の有効利用の促進等</li> </ul> <p>◇暮らしのための基盤整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な公共下水道整備、合併処理浄化槽など地域特性に応じた手法による公共水域の汚濁防止</li> <li>・歩行者の安全性が確保され、防災的な機能も有する生活道路のネットワークの形成</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H6.4 ・小型合併処理浄化槽設置補助金の運用 H17 ・地方港湾 竹原港 港湾海岸保全施設整備（高潮対策）事業 H19 ・吉名町峠地区急傾斜 H22 ・水長山川砂防整備</p> <p>【評価】</p> <p>○急傾斜地の整備等による防災性の向上 ○合併浄化槽設置の促進 △生活拠点の整備 △公共下水道の整備 △生活道路のネットワークの形成</p>		

3 大乗地域

現行都市計画マスタープラン（概略）		施策，事業等の進捗状況等と評価	市民ワークショップにおける提案	地域別構想改定の方向性
目標	方針			
生産・ゆとり拠点の育成	<p>◇生産機能の保護，育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸沿いの工業地区と周辺住宅地とが共存する土地利用の誘導</li> </ul> <p>◇魅力あふれるゆとり拠点の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バンブー・ジョイ・ハイランドの市民や来訪者のニーズに対応した利便性，快適性の向上</li> <li>・公園及び周辺一帯における広域的文化交流拠点の育成</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H24～ ・バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理の開始</p> <p>【評価】</p> <p>△バンブー・ジョイ・ハイランドの利便性等向上</p>	<p>【まちづくりの基本的方向】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)豊かな自然環境を活かした楽しく暮らせるまちづくり</li> <li>2)誰もが安心して，安全に暮らせるまちづくり</li> <li>3)住民が相互につながり，助け合う，温もりのあるまちづくり</li> <li>4)多世代のコミュニケーションと活躍の場があるまちづくり</li> </ol> <p>【主要な取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)楽しもう大乗絶景プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧道の景色の活用</li> <li>・海釣りの活用</li> <li>・阿波島の活用</li> </ul> </li> <li>2)地域の「きずな」拠点プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の拠点づくり</li> <li>・地域学習の実施</li> <li>・地域ブランドづくり</li> <li>・高齢者などの支援</li> <li>・地域内連携</li> </ul> </li> <li>3)若い人を呼び込むプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家，空き地の活用</li> <li>・観光交流づくり</li> <li>・活躍の場づくり</li> <li>・生活環境の整備</li> <li>・公共交通の充実</li> </ul> </li> </ol>	<p>【改定の方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 都市機能の集約化に向けた地域拠点の形成の方向づけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の再編，ネットワーク化などにより地域拠点性の向上など</li> </ul> </li> <li>② 公共交通ネットワーク構築の方向づけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機能の強化，利用促進</li> <li>・JR大乗駅のバリアフリー化 など</li> </ul> </li> <li>③ 観光・交流による地域の活性化の方向づけの検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・阿波島やバンブー・ジョイ・ハイランドなど地域資源の活用 など</li> </ul> </li> <li>④ 安全で快適な居住環境の形成に向けた取組の重点化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR呉線北側の地区（西谷・東谷地区）における生活道路の整備</li> <li>・防災性の向上</li> <li>・協働のまちづくりによる取組</li> </ul> </li> <li>⑤ 自然資源，歴史的・文化的資源，産業・社会資源など地域資源の活用の方角づけの明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の分布，活用方向等の例示</li> <li>・協働のまちづくりによる取組</li> </ul> </li> </ol> <p>・バンブー・ジョイ・ハイランドの利便性の向上に向けた新駅設置の記述</p> <p>・バンブー・ジョイ・ハイランド及び周辺一帯の整備の方角を「広域的な「文化交流拠点」」から「広域的な「スポーツ・交流拠点」」に変更</p>
交通環境の充実	<p>◇道路網の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨格となる国道185号の機能強化，国道185号と（主）三原竹原線を連絡する道路交通環境の改善</li> <li>・鉄道によるボトルネックの解消を図るための鉄道北側地区（西谷・東谷地区）と国道とのアクセス路の確保</li> <li>・主要生活道路等における歩行者の安全性の確保</li> </ul> <p>◇公共交通の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大乗駅や安芸長浜駅の交通結節点機能の強化及び周辺地域一帯のバリアフリー化</li> <li>・高齢者や障害者などに配慮した公共交通網の確立</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H14.4 ・（市）新内浜小吹線道路改良事業</p> <p>【評価】</p> <p>○道路の整備</p> <p>△大乗駅，安芸長浜駅の交通結節点機能の強化及び周辺のバリアフリー化</p>		
水と緑のネットワークの形成	<p>◇人・文化・緑のふれ合いの場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バンブー・ジョイ・ハイランドの多様な世代が楽しめる施設の充実</li> <li>・高山や烏帽子形山等を中心としたふれ合いの場やハイキング環境の整備等</li> <li>・市街地を中心としたでんぱつグラウンドの活用，公園やコミュニティ施設の整備</li> </ul> <p>◇魅力的な水辺空間の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内浜川，大乗川，東川等の河川の回復，親水化，修景整備</li> <li>・瀬戸内海に面する地区や道路における眺望空間の整備</li> </ul> <p>◇豊かな自然景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地周辺の自然緑地の緑の回復</li> <li>・阿波島の景観づくりなど瀬戸内景観の保護・育成</li> <li>・斜面地の保全や緑化等</li> </ul> <p>◇田園景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地周辺の農地・集落地における優良農地の確保，農地の多面的利用（市民農園等），生活環境の整備による良好な住環境の形成</li> </ul> <p>◇ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山・海・市街地の緑の保護・創出による水と緑のネットワーク化</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H23～ ・大乗川護岸の壁画作成＜協働＞</p> <p>H23～ ・竹原地域まるごとクリーン活動＜協働＞</p>		
良好な市街地環境の育成	<p>◇安全で快適な居住環境の保護・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大乗ハイツなどの開発地における地区計画の活用による良好な住環境の保護，育成</li> <li>・農地を多く有する地区等における面的整備事業，地区計画の活用による良好な住宅地の育成</li> <li>・その他の地区における生活道路などを確保するための地区計画導入等による良好な市街地の育成</li> </ul> <p>◇工業機能の維持・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸沿いの工業地を産業を支える拠点として位置づけ，交通機能の強化や土地の有効利用の促進等</li> </ul> <p>◇生活拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大乗駅周辺における駅前広場やアクセス道路，歩行者空間の整備，生活関連サービス施設の充実による地域の「生活拠点」の育成</li> </ul> <p>◇暮らしのための基盤整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な公共下水道整備，合併処理浄化槽など地域特性に応じた手法による公共水域の汚濁防止</li> <li>・歩行者の安全性が確保され，防災的な機能も有する生活道路のネットワークの形成</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H6.4 ・小型合併処理浄化槽設置補助金の運用事業中</p> <p>・国道185号福田歩道整備事業</p> <p>【評価】</p> <p>○合併浄化槽設置の促進</p> <p>○歩行者空間の安全性の確保（歩道の整備）</p> <p>△生活拠点の整備</p> <p>△公共下水道の整備</p> <p>△生活道路のネットワークの形成</p>		

4 忠海地域

現行都市計画マスタープラン（概略）		施策、事業等の進捗状況等と評価	市民ワークショップにおける提案	地域別構想改定の方向性
目標	方針			
観光拠点の形成	<p>◇観光拠点の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休暇村大久野島における観光拠点にふさわしい空間の育成と交流の促進</li> </ul> <p>◇玄関口の環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・忠海港及び忠海駅周辺地域における歴史・文化を活用した安全・快適で回遊性の高い歩行者空間の整備、ポケットパークの整備など、大久野島の玄関口にふさわしい空間の育成</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H16.3 ・ふれあいステーションただのうみ完成</p> <p>【評価】</p> <p>○忠海駅における交流空間の確保 △休暇村大久野島の拡充、忠海駅及び忠海港周辺の整備</p>	<p>【まちづくりの基本的方向】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 自然と歴史を守り、活かすまち</li> <li>2) 学習環境の充実したまち</li> <li>3) 高齢者、大人、子供が元気に暮らせるまち</li> <li>4) 情報をみんなで共有できるまち</li> <li>5) 地域みんなが暮らしやすいまち</li> </ol>	<p>【改定の方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 都市機能の集約化に向けた地域拠点の形成の方向づけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・忠海地域の拠点の形成（現行計画は記述なし）</li> <li>・小学校跡地活用の方向づけ</li> </ul> </li> <li>② 公共交通ネットワーク構築の方向づけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機能の強化、利用促進</li> <li>・J R 忠海駅、忠海港の交通機能の強化と環境整備 など</li> </ul> </li> <li>③ 観光・交流による地域の活性化の方向づけの検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大久野島の活用</li> <li>・忠海駅、忠海港の環境整備</li> <li>・まちなか交流 など</li> </ul> </li> <li>④ 安全で快適な居住環境の形成に向けた取組の重点化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化などによる居住環境の改善</li> <li>・防災性の向上</li> <li>・協働のまちづくりによる取組</li> </ul> </li> <li>⑤ 自然資源、歴史的・文化的資源、産業・社会資源など地域資源の活用の方向づけの明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の分布、活用方向等の例示</li> <li>・協働のまちづくりによる取組</li> </ul> </li> </ol>
交通環境の充実	<p>◇道路網の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨格となる国道 185 号の機能強化、（主）東広島本郷忠海線の整備</li> <li>・鉄道による分断の解消を図るための（都）栄町大川線等の整備</li> </ul> <p>◇歩行者・自転車に配慮した環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地を中心とした歩道の拡幅、段差の解消など歩行者空間の改善</li> <li>・歩行者・自転車道のネットワーク化</li> <li>・主要施設への駐輪場の整備</li> </ul> <p>◇公共交通の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・忠海駅・忠海港における駐車場確保、バリアフリー化など交通結節点機能の改善</li> <li>・高齢者や障害者などに配慮した公共交通網の確立</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H25.3 ・（市）宮床線道路改良事業 H24 ・市道のゾーン 30 指定（支所、郵便局前） 事業中 ・都市計画道路忠海中央線 事業中 ・国道 185 号忠海歩道整備</p> <p>【評価】</p> <p>○市街地内の道路整備の進捗 △鉄道による分断解消のための道路整備 △歩行者・自転車に配慮した環境づくり △公共交通の利便性の向上に係る取組</p>	<p>【主要な取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 資源活用プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・寺社の活用</li> <li>・自然資源の活用</li> <li>・地域イベントの開催</li> <li>・大久野島の活用</li> <li>・観光対策</li> </ul> </li> <li>2) まちづくり拠点づくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校跡地の活用</li> <li>・地域の資源、人材の活用</li> <li>・小学校跡地活用の体制づくり</li> <li>・小学校跡地と周辺の整備</li> </ul> </li> <li>3) まちなかステーションづくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなかステーションの設置・運営</li> <li>・情報の共有（全プロジェクトに関連）</li> </ul> </li> <li>4) 人、自然環境向上プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・子育て世帯のケアと助け合い</li> <li>・空き家、空き地、休耕田などの活用</li> <li>・排水、環境対策</li> <li>・道路整備</li> <li>・公共交通対策</li> </ul> </li> </ol>	
水と緑のネットワークの形成	<p>◇魅力的な水辺空間の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大砂川の河川の回復、親水化、修景整備</li> <li>・エデンの海や長浜海岸など良好な自然海岸の保全等</li> </ul> <p>◇豊かな自然景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地周辺の自然緑地の保全</li> <li>・斜面地の保全や緑化等</li> </ul> <p>◇ふれ合いの場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園黒滝山及び観喜山等を中心としたふれ合いの場やハイキング環境の整備等</li> <li>・市民参加による冠崎公園や内堀公園の機能充実、公園やコミュニティ施設の整備</li> </ul> <p>◇田園景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地周辺の農地・集落地における優良農地の確保、農地の多面的利用（市民農園等）、生活環境の整備による良好な住環境の形成</li> </ul> <p>◇ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山・海・市街地の緑の保護・創出による水と緑のネットワーク化</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H22～ ・公園芝生化への取組み（内堀公園） H23～ ・宮床海岸清掃＜協働＞ ・内堀公園の環境整備（水やり、施肥、ワークショップ等）＜協働＞</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>3) まちなかステーションづくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなかステーションの設置・運営</li> <li>・情報の共有（全プロジェクトに関連）</li> </ul> </li> <li>4) 人、自然環境向上プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・子育て世帯のケアと助け合い</li> <li>・空き家、空き地、休耕田などの活用</li> <li>・排水、環境対策</li> <li>・道路整備</li> <li>・公共交通対策</li> </ul> </li> </ol>	
良好な市街地環境の育成	<p>◇安全で快適な居住環境の保護・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・忠海団地などの開発地における地区計画の活用による良好な住環境の保護、育成</li> <li>・二窓・高見町・宮床等の市街地における生活道路の環境改善・整備、防災対策等</li> <li>・その他の地区における生活道路などを確保するための地区計画導入等による良好な市街地の育成</li> </ul> <p>◇住宅と工場の共存</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道沿道の工業地における交通機能の強化、工業地としての土地利用の促進、工場敷地の緑化等</li> <li>・住宅と工場・倉庫等の混在する地区における工場敷地の緑化等</li> </ul> <p>◇暮らしのための基盤整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な公共下水道整備、合併処理浄化槽など地域特性に応じた手法による公共水域の汚濁防止</li> <li>・歩行者の安全性が確保され、防災的な機能も有する生活道路のネットワークの形成</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H6.4 ・小型合併処理浄化槽設置補助金の運用 H22～ ・防犯設備の整備、防犯灯の増設と LED 化 ＜協働＞ H26～ ・公共施設（学校用地）利活用（忠海西小学校等） H26 ・海拔標示板の設置＜協働＞</p> <p>【評価】</p> <p>○合併浄化槽設置の促進 △公共下水道の整備 △生活道路のネットワークの形成</p>		

5 北部地域

現行都市計画マスタープラン（概略）		施策、事業等の進捗状況等と評価	市民ワークショップにおける提案	地域別構想改定の方向性
目標	方針			
産業・観光拠点の形成	<p>◇産業拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹原工業・流通団地における成長産業の誘致などによる産業拠点の育成</li> </ul> <p>◇魅力ある観光拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯坂温泉郷における広域的な「自然・歴史とのふれ合い拠点」としての魅力ある保養地づくり</li> <li>・仁賀ダム周辺における「自然とのふれ合い拠点」としての住民や都市住民の交流及び潤いの場、自然とふれあえる体験の場等の整備</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H24.6 ・賀茂川河川整備 ・仁賀ダム運用開始</p> <p>【評価】</p> <p>○仁賀ダム周辺における体験・交流の場の整備 △竹原工業・流通団地における企業誘致</p>	<p>【まちづくりの基本的方向】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 歴史、文化を継承するまちづくり</li> <li>2) 緑豊かで、観光と資源のある美しいまちづくり</li> <li>3) 地域への愛着と誇りが持てる住みよいまちづくり</li> <li>4) 安全で安心して暮らせるまちづくり</li> <li>5) 北部5町の協力と助け合いによる活力あるまちづくり</li> </ol> <p>【主要な取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 北部地域の魅力発掘・活用プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然資源の活用</li> <li>・歴史文化資源の活用</li> <li>・農地、休耕田の活用</li> <li>・情報発信</li> </ul> </li> <li>2) 里の駅づくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・里の駅づくり</li> <li>・直売の体制づくり</li> <li>・情報発信</li> <li>・里の駅周辺の環境整備</li> <li>・湯坂温泉郷における先行的取組</li> </ul> </li> <li>3) 安全・安心な地域づくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所や避難ルートの確保</li> <li>・防災情報の充実</li> <li>・防災体制の整備</li> <li>・河川改修</li> </ul> </li> <li>4) 道路・交通強化プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路整備</li> <li>・公共交通の充実</li> </ul> </li> </ol>	<p>【改定の方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 都市機能の集約化に向けた地域拠点の形成の方向づけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部地域の拠点の形成（現行計画は記述なし）</li> <li>・北部地域の拠点と集落中心との機能分担</li> </ul> </li> <li>② 公共交通ネットワーク構築の方向づけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機能の強化、利用促進</li> <li>・高齢者や障害者に配慮した公共交通（現行計画に記述あり）</li> </ul> </li> <li>③ 観光・交流による地域の活性化の方向づけの検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・仁賀ダム周辺、湯坂温泉郷の活用</li> <li>・里の駅づくり（交流、産業活性化、情報発信、防災など）</li> <li>・農業と空き家を活用した田舎暮らしの促進など</li> </ul> </li> <li>④ 安全で快適な居住環境の形成に向けた取組の重点化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路の整備</li> <li>・避難空間の確保、防災性の向上</li> <li>・協働のまちづくりによる取組</li> </ul> </li> <li>⑤ 自然資源、歴史的・文化的資源、産業・社会資源など地域資源の活用の方角づけの明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の分布、活用方向等の例示</li> <li>・協働のまちづくりによる取組</li> </ul> </li> </ol>
交通環境の充実	<p>◇道路網の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨格となる国道2号や国道432号の機能強化、(一)上三永竹原線などの整備</li> <li>・主要生活道路等における歩行者の安全性の確保</li> </ul> <p>◇公共交通の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障害者などに配慮した公共交通網の確立</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H19.4 ・(市)新砂原片山谷線 H27.4 ・国道432号大仙バイパス供用開始 事業中 ・都市計画道路竹原駅新庄線（竹原バイパス） H21.3 ・仁賀町路線バス廃止、代替交通として乗合タクシーの運行 H24～ ・防犯灯の修理・整備及びLED化&lt;協働&gt;</p> <p>【評価】</p> <p>○骨格となる道路の整備 ○高齢者等に配慮した公共交通の確保</p>	<p>【主要な取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 北部地域の魅力発掘・活用プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然資源の活用</li> <li>・歴史文化資源の活用</li> <li>・農地、休耕田の活用</li> <li>・情報発信</li> </ul> </li> <li>2) 里の駅づくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・里の駅づくり</li> <li>・直売の体制づくり</li> <li>・情報発信</li> <li>・里の駅周辺の環境整備</li> <li>・湯坂温泉郷における先行的取組</li> </ul> </li> <li>3) 安全・安心な地域づくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所や避難ルートの確保</li> <li>・防災情報の充実</li> <li>・防災体制の整備</li> <li>・河川改修</li> </ul> </li> <li>4) 道路・交通強化プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路整備</li> <li>・公共交通の充実</li> </ul> </li> </ol>	<p>【改定の方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 都市機能の集約化に向けた地域拠点の形成の方向づけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部地域の拠点の形成（現行計画は記述なし）</li> <li>・北部地域の拠点と集落中心との機能分担</li> </ul> </li> <li>② 公共交通ネットワーク構築の方向づけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機能の強化、利用促進</li> <li>・高齢者や障害者に配慮した公共交通（現行計画に記述あり）</li> </ul> </li> <li>③ 観光・交流による地域の活性化の方向づけの検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・仁賀ダム周辺、湯坂温泉郷の活用</li> <li>・里の駅づくり（交流、産業活性化、情報発信、防災など）</li> <li>・農業と空き家を活用した田舎暮らしの促進など</li> </ul> </li> <li>④ 安全で快適な居住環境の形成に向けた取組の重点化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路の整備</li> <li>・避難空間の確保、防災性の向上</li> <li>・協働のまちづくりによる取組</li> </ul> </li> <li>⑤ 自然資源、歴史的・文化的資源、産業・社会資源など地域資源の活用の方角づけの明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の分布、活用方向等の例示</li> <li>・協働のまちづくりによる取組</li> </ul> </li> </ol>
水と緑のネットワークの形成	<p>◇魅力的な水辺空間の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賀茂川の自然再生と環境保全・親水化など、地域のシンボルとして育成</li> <li>・田万里川等の河川の回復、親水化や修景整備</li> </ul> <p>◇豊かな自然景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地周辺や主要道路沿いの自然緑地の緑の保全</li> <li>・斜面地の保全や緑化等</li> </ul> <p>◇人・文化・緑のふれ合いの場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城山及び自然緑地と一体となる鏡田古墳群・横大道古墳群や和賀神社など歴史的資源等を中心としたふれ合いの場やハイキング環境の整備等</li> <li>・仁賀ダム整備に併せた周辺の公園化や親水化</li> <li>・市街地を中心とした公園やコミュニティ施設の整備</li> </ul> <p>◇田園景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川沿いの農地・集落地における優良農地の確保、生活環境の整備</li> <li>・大畠や柏野などの農地転用のみられる農地・集落地における優良農地の確保と農地の多面的利用（市民農園等）、営農条件等と調和したゆとりある居住地区の形成</li> </ul> <p>◇ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山・海・市街地の緑の保護・創出による水と緑のネットワーク化</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>H24.6 ・賀茂川河川整備・仁賀ダム運用開始 H21～ ・河川・親水広場の環境整備&lt;協働&gt;</p> <p>【評価】</p> <p>○仁賀ダム整備に併せた周辺の公園化等</p>	<p>【主要な取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 北部地域の魅力発掘・活用プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然資源の活用</li> <li>・歴史文化資源の活用</li> <li>・農地、休耕田の活用</li> <li>・情報発信</li> </ul> </li> <li>2) 里の駅づくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・里の駅づくり</li> <li>・直売の体制づくり</li> <li>・情報発信</li> <li>・里の駅周辺の環境整備</li> <li>・湯坂温泉郷における先行的取組</li> </ul> </li> <li>3) 安全・安心な地域づくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所や避難ルートの確保</li> <li>・防災情報の充実</li> <li>・防災体制の整備</li> <li>・河川改修</li> </ul> </li> <li>4) 道路・交通強化プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路整備</li> <li>・公共交通の充実</li> </ul> </li> </ol>	<p>【改定の方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 都市機能の集約化に向けた地域拠点の形成の方向づけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部地域の拠点の形成（現行計画は記述なし）</li> <li>・北部地域の拠点と集落中心との機能分担</li> </ul> </li> <li>② 公共交通ネットワーク構築の方向づけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機能の強化、利用促進</li> <li>・高齢者や障害者に配慮した公共交通（現行計画に記述あり）</li> </ul> </li> <li>③ 観光・交流による地域の活性化の方向づけの検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・仁賀ダム周辺、湯坂温泉郷の活用</li> <li>・里の駅づくり（交流、産業活性化、情報発信、防災など）</li> <li>・農業と空き家を活用した田舎暮らしの促進など</li> </ul> </li> <li>④ 安全で快適な居住環境の形成に向けた取組の重点化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路の整備</li> <li>・避難空間の確保、防災性の向上</li> <li>・協働のまちづくりによる取組</li> </ul> </li> <li>⑤ 自然資源、歴史的・文化的資源、産業・社会資源など地域資源の活用の方角づけの明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の分布、活用方向等の例示</li> <li>・協働のまちづくりによる取組</li> </ul> </li> </ol>
良好な市街地環境の育成	<p>◇南北新都市軸の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道432号を新都市軸に位置づけ、緑豊かな歩行者空間や魅力ある景観づくり</li> </ul> <p>◇安全で快適な居住環境の保護・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賀茂川中学校周辺など農地を多く有する地区等における面的整備事業、地区計画の活用による良好な住宅地の育成</li> <li>・水ノロや大福地など、昔ながらの町並み有している地区における地区計画の活用による生活道路等の確保と町並み景観の保護・育成</li> </ul> <p>◇住宅と工場の共存</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新庄の賀茂川左岸など住宅と工場・倉庫等の混在する地区における工場敷地の緑化等</li> </ul> <p>◇暮らしのための基盤整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な下水道整備、合併処理浄化槽など地域特性に応じた手法による公共水域の汚濁防止</li> <li>・歩行者の安全性が確保され、防災的な機能も有する生活道路のネットワークの形成</li> </ul>	<p>【進捗状況等】</p> <p>事業中 ・都市計画道路竹原駅新庄線（竹原バイパス） H6.4 ・小型合併処理浄化槽設置補助金の運用 H24～ ・防犯灯の修理・整備及びLED化&lt;協働&gt;</p> <p>【評価】</p> <p>○合併浄化槽設置の促進 △公共下水道の整備 △生活道路のネットワークの形成</p>	<p>【主要な取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 北部地域の魅力発掘・活用プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然資源の活用</li> <li>・歴史文化資源の活用</li> <li>・農地、休耕田の活用</li> <li>・情報発信</li> </ul> </li> <li>2) 里の駅づくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・里の駅づくり</li> <li>・直売の体制づくり</li> <li>・情報発信</li> <li>・里の駅周辺の環境整備</li> <li>・湯坂温泉郷における先行的取組</li> </ul> </li> <li>3) 安全・安心な地域づくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所や避難ルートの確保</li> <li>・防災情報の充実</li> <li>・防災体制の整備</li> <li>・河川改修</li> </ul> </li> <li>4) 道路・交通強化プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路整備</li> <li>・公共交通の充実</li> </ul> </li> </ol>	<p>【改定の方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 都市機能の集約化に向けた地域拠点の形成の方向づけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部地域の拠点の形成（現行計画は記述なし）</li> <li>・北部地域の拠点と集落中心との機能分担</li> </ul> </li> <li>② 公共交通ネットワーク構築の方向づけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機能の強化、利用促進</li> <li>・高齢者や障害者に配慮した公共交通（現行計画に記述あり）</li> </ul> </li> <li>③ 観光・交流による地域の活性化の方向づけの検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・仁賀ダム周辺、湯坂温泉郷の活用</li> <li>・里の駅づくり（交流、産業活性化、情報発信、防災など）</li> <li>・農業と空き家を活用した田舎暮らしの促進など</li> </ul> </li> <li>④ 安全で快適な居住環境の形成に向けた取組の重点化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路の整備</li> <li>・避難空間の確保、防災性の向上</li> <li>・協働のまちづくりによる取組</li> </ul> </li> <li>⑤ 自然資源、歴史的・文化的資源、産業・社会資源など地域資源の活用の方角づけの明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の分布、活用方向等の例示</li> <li>・協働のまちづくりによる取組</li> </ul> </li> </ol>